

幸せを感じ、

暮らし続けたいと思うまち

常陸太田

～子育て上手その先へ　さらなる魅力の創造～



常陸太田市 第6次総合計画
基本構想

ごあいさつ



日本の人口は平成20年の1億2,808万人をピークに減少傾向にあり、本市においても国を上回るペースで人口減少が進んでおります。市町村合併翌年（平成17年）に59,802人であった人口は、平成27年には52,294人と、10年間で7,500人超、約12.6%の減少となっております。この状況に歯止めをかけるべく、「子育て上手 常陸太田」を掲げ、他市に先駆けて、新婚家庭家賃助成や住宅取得促進助成など、積極的に施策を展開してきたことで、平成22・23年には250人を下回っていた出生数が増えるなど、少子化・人口減少対策について一定の成果が表れてきています。また、平成72年度までの人口推計に基づく現状の課題・目指すべき将来の方向を示す「常陸太田市人口ビジョン」と、その目指すべき将来の方向の実現のための施策を取りまとめた「常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度にそれぞれ策定し、各種施策の推進に努めているところです。

このようなことから、「常陸太田市第6次総合計画」においては、「市民のだれもが生涯活躍できるまちづくり」をまちづくりの理念に掲げ、まちの将来像「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田 ～子育て上手その先へ さらなる魅力の創造～」の実現を目指すことといたしました。

最後になりましたが、市民の皆様には、まちの将来像やまちづくりの理念にご理解を賜り、一緒にまちづくりに取り組んでくださいますようお願いいたしますとともに、計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました常陸太田市総合計画審議会及び常陸太田市総合計画まちづくり懇談会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様に関心から感謝申し上げます。

平成29年3月

常陸太田市長 大久保 太一

目 次

第1部 はじめに

第1章 第6次総合計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の基本姿勢	3
第2章 計画の構成と期間	4
1 基本構想（長期ビジョン）	4
2 基本計画（中期ビジョン）	4
3 実施計画	4

第2部 現状と課題

第1章 時代潮流	6
1 少子高齢化と人口減少の進行	6
2 グローバル化の進行	6
3 環境・エネルギー問題の深刻化	7
4 安全・安心志向の高まり	7
5 市民協働の促進	8
6 地方分権と行政改革	8
第2章 まちの歴史と現況	9
1 まちづくりの歩み	9
2 地理的条件	9
3 交通条件	10
4 人口	11
5 主な産業	17
6 財政状況	19
第3章 市民意識	20
1 一般市民アンケート	20
2 中学・高校生アンケート	24

第4章 今後のまちづくりの課題	25
1 少子化・人口減少の抑制	25
2 地域経済の活性化と仕事の場の確保	25
3 市民の暮らしを支える生活基盤の充実	25
4 まちづくりを担う人材の確保と育成	26
5 より効率的、効果的な行財政運営	26

第3部 基本構想 ～まちの目指す姿～

第1章 第5次総合計画の成果・課題	28
第2章 まちの目指す姿	29
まちの将来像	29
まちづくりの理念	29
基本目標	30
第3章 まちの将来像を実現するための考え方	32
1 過去からの変化	32
2 まちの将来像を実現するために(第1段階)	32
3 まちの将来像を実現するために(第2段階)	33
第6次総合計画 基本構想の概要	34

第4部 資料編

1. 第6次総合計画策定経過	36
2. 策定体制	38



第1部 はじめに

第1章 第6次総合計画策定にあたって 2

第2章 計画の構成と期間 4

第1章 第6次総合計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年度を初年度とした常陸太田市第5次総合計画基本構想において、「快適空間～自然・歴史を活かし 人・地域がかがやく協働のまち～」を将来像に掲げ、「協働によるまちづくり」と「地域資源を磨き活用するまちづくり（エコミュージアム活動によるまちづくり）」の実現を目指して、諸施策の具現化に取り組んできました。

1市1町2村の合併により新生「常陸太田市」が誕生して10年が経過し、地域の均衡ある発展と一体感の醸成が進む一方、少子高齢化や地球規模での深刻化する環境問題、本格的な地方分権における自主性・自立性の確立や高度情報化への対応など、複雑化、多様化する多くの課題に直面しています。

また、本市の財政は厳しい現実には直面しています。経常収支比率は平成27年度で89.8%となっており、財政の硬直化が見られるとともに、財政力指数も0.41と低く、地方交付税や国県支出金などへの依存が高い状況にあります。

人口は、平成12年をピークに減少傾向にあり、特に今後は、15～64歳の生産年齢人口の減少と超高齢社会に対応した自立した地域づくりが課題となっています。

本市を取り巻く今日的視点を把握し、本市の特性を活かした地域づくりの方向性を明らかにするとともに、引き続き持続可能で自立したまちづくりを目指すため、今後10年間の行政運営の基本方針として「第6次総合計画」を策定するものです。



2 計画策定の基本姿勢

計画の策定にあたっては、第5次総合計画について十分な検証を行い、市の施策の現状・達成度・課題を明確化したうえで、次の5つの基本姿勢により進めています。

(1) 時代のニーズに的確に対応した計画づくり

急激な少子高齢化や子どもたちを育む社会環境の複雑化、多様化する個人の価値観やライフスタイル、深刻化する環境問題や社会・経済・財政状況など、本市を取り巻く環境を十分に分析・検討し、時代のニーズに的確に対応した計画を策定しています。

(2) 常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略^{*1}を踏まえた計画づくり

計画策定にあたっては、常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を重点施策として反映させ、新市建設計画に位置づけられた事業の必要性や有効性を十分に精査・検討したうえで調整するとともに、市の各種計画との整合を図っています。

(3) 市民と共に考える計画づくり

市民アンケート調査の実施、まちづくり懇談会の設置など、様々な形で市民の意見・動向を把握し計画に取り入れるとともに、市民と行政が一体となり、簡素でわかりやすい計画を策定しています。

(4) 市の特性を活かした計画づくり

美しい自然、地域の歴史・文化をはじめとした地域資源を再確認するとともに、本市の魅力を内外に発信するなど、市の特性を最大限に活用した戦略的な計画を策定しています。

(5) 実効性のある計画づくり

厳しい財政状況と市民ニーズの多様化などを踏まえ、選択と集中を図ることにより、より実効性のある計画を策定しています。

^{*1} 人口動向や産業実態等を踏まえ平成27年度から平成31年度(5ヵ年)の政策目標・施策を策定したもの。本市では平成27年12月に策定。

第2章 計画の構成と期間

1 基本構想（長期ビジョン）

市民との協働を基本として、本市の特性や今後の課題などを踏まえながら、本市が目指す将来像とまちづくりの理念を示し、それを実現するために必要な基本目標を明らかにするものです。

期 間 平成29(2017)年度を初年度とし、平成38(2026)年度を目標年度とする10年間とします。

2 基本計画（中期ビジョン）

基本構想で定められた基本目標を実現するための基本的な計画と施策を、総合的・体系的に示すものです。

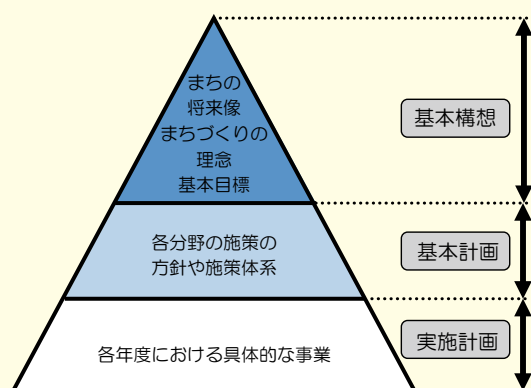
期 間 前期基本計画は、平成29(2017)年度を初年度とし、平成33(2021)年度を目標年度とする5年間とします。

3 実施計画

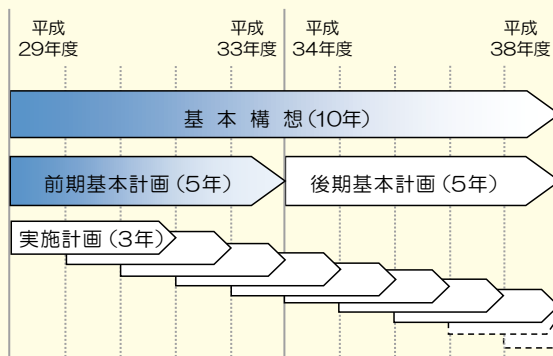
基本計画に掲げる施策を、効果的に実施するための具体的な施策や事業を示すものです。

期 間 短期的な目標と具体的な事業計画の実行性の観点から、3か年の計画とし、毎年度見直しを行うものです。

常陸太田市第6次総合計画における
基本構想・基本計画・実施計画の位置づけ



常陸太田市第6次総合計画における
総合計画の期間





第2部 現状と課題

第1章 時代潮流	6
第2章 まちの歴史と現況	9
第3章 市民意識	20
第4章 今後のまちづくりの課題	25

第1章 時代潮流

1 少子高齢化と人口減少の進行

日本の人口は、平成22年の1億2,806万人が、平成42年に1億1,662万人、平成60年に1億人を割って9,913万人、平成72年に8,674万人になるものと推計されています（国立社会保障・人口問題研究所、出生中位(死亡中位)推計）。同推計では、平成72年には年少人口^{*2}割合は当初の13.1%から9.1%へと4.0ポイントの減少、生産年齢人口割合は63.8%から50.9%へと12.9ポイントの減少、老年人口^{*3}割合は23.0%から一貫して上昇し、39.9%へと16.9ポイント増加すると見込まれています。

生産年齢人口の減少を背景に、女性や高齢者の就業機会の拡大、労働生産性の向上を図るとともに、高齢者をはじめとしてだれもがいきいきと暮らせる環境づくりが求められています。また、団塊世代の高齢化は、社会保障制度に大きな影響を与えることが予想されます。

国の平成27年の合計特殊出生率^{*4}は1.46であり、長期的に人口を維持できるとされる数値の2.07を大きく下回っています。育児負担や子育てに要する経済的負担の軽減、男女共同参画社会の実現等、子どもを生み育てやすい環境づくりに社会全体で早急に取り組む必要があります。

このため、国においては、人口減少・超高齢社会を迎える中、地方に活力を取り戻すため、「まち・ひと・しごと創生法」（以下、「創生法」という。）及び「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連2法が成立（平成26年11月21日）し、地方創生に関する総合的な取り組みを進めています。

創生法第10条では「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務とされており、平成27年度には各自治体においても策定が進められました。

2 グローバル化の進行

近年、海外並びに国内の広域交通網の充実が進み、さらにインターネットを中心とした通信網の高速化と家庭への浸透などによって、日常生活や経済活動における国際化が進展し、「人」、「もの」、「情報」の動きが活発化してきたことで市民の生活はあらゆる面で選択の幅が広がり、ライフスタイルや価値観が多様化しています。一方で、人件費等の経費が安く巨大な市場を抱える中国やインド、東南アジア等へ多くの企業が流出し、製造業の空洞化が進んでいます。こうした国際規模での分業化により、国内産業は一層の経営革新への取り組みが求められています。

平成20年9月のリーマンショックは、アメリカのサブプライムローン問題の顕在化により

^{*2} 0～14歳の人口。

^{*3} 65歳以上の人口。

^{*4} 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

発生したのですが、その影響は瞬時に世界に伝播し、日本にも大きな影響を与えました。

また、日本は成長の著しいアジア諸国との地理的・文化的関係も強く、経済成長に伴いこれらの国々から日本へ訪れる旅行者の増加や、日本製商品に対する安全・安心意識などによる購買意欲の増加など、アジア市場を視野に入れたビジネス展開が期待されます。

2020年には東京オリンピックが開催され、文化・スポーツ面をはじめとしてさまざまな交流拡大が予想されます。

3 環境・エネルギー問題の深刻化

地球温暖化は、海面上昇による砂浜消失や低地水没、農作物生産や生態系への悪影響を引き起こし、フロンガス等のオゾン層破壊による紫外線量の増加によって皮膚がんや白内障等のリスクが高まるといわれています。近年では、熱帯、亜熱帯に生息する動植物の北上が報告されるなど、地球温暖化は現実のものとなっています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、経済性のみならず、安全性を踏まえたエネルギー供給が求められることとなりました。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という構造は見直しを迫られ、循環型社会の形成に向けた取り組みとして、環境技術の開発・普及やごみ分別の徹底による廃棄物の減量化・リサイクル化を一層推進していく必要があります。

4 安全・安心志向の高まり

近年、東日本大震災、熊本地震などの地震や御嶽山などの火山噴火、集中豪雨による鬼怒川決壊などの自然災害、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）、デング熱、鳥インフルエンザ、ジカ熱などの感染症、殺人や詐欺などの犯罪、さらには食品偽装など、多くの事件・事故の報道が相次いでいます。また、少子高齢化の進行、医療・介護人材の不足や偏在など、社会の先行きが不透明な状況にある中で、人々が将来に対して不安を抱いており、安全で安心して暮らせる社会を望む声が高まっています。

また、地域コミュニティに対する市民の意識の変化や単身世帯の増加などにより、地域におけるつながりが変容しています。全国的には、自治会加入率の低下等による地域のつながりの希薄化が進んでいる一方で、地域の防犯、災害時の安全確保などにおいて必要となるコミュニティ機能の充実が求められていることも、安全・安心志向の高まりの一つの要因と考えられます。

保健衛生、防災・減災、防犯対策など安全・安心対策を進めるとともに、地域コミュニティにおける支え合いの促進が重要となっています。

5 市民協働の促進

平成7年に発生した阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍が契機となって、平成10年に特定非営利活動促進法が制定され、NPO活動が活発化し、活躍の場を拡げています。NPOの活動は、これまで地域コミュニティが担ってきた日常の助け合いなどの機能のほか、従来の公共サービスでは十分に対応できなかったさまざまな分野における課題解決、さらには公共サービスの一翼を担うまでに拡がっています。

一方、企業においても、地域や社会に対するさまざまな貢献を行い、社会的責任を果たそうとする動きがみられます。

市民が主体的に参画し、協働する社会づくりが求められています。

6 地方分権と行政改革

地方が自らの判断と責任の下で主体的に市民目線の行政を展開することが基本であり、地域の創意工夫に基づいて、個性と活力に富んだ地域づくりを進められるよう、国から地方への権限と財源の再配分を促すとともに、自らの行財政改革に積極的に取り組むことが重要です。平成23年8月には「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、基本構想の策定義務が撤廃されたほか、平成27年6月にはいわゆる「第5次地方分権一括法」が成立するなど、地方分権が推進されています。

また、福祉や環境、まちづくり、防災などの分野において、市民自らがボランティアやNPO活動など多様な形態を取りながら、自主的、主体的に地域社会づくりに参加する動きが加速しているほか、公益的部門への民間の参加も進んでいます。

今後、市民が誇りと愛着をもてる地域社会づくりを進めていくためには、市民合意の形成と市民参加の促進が不可欠であり、市民と行政との協働が重要となります。



第2章 まちの歴史と現況

1 まちづくりの歩み

本市は、多くの遺跡や古墳群に見られるように、縄文・弥生の時代からこの地域の中心地として栄え、平安時代の末よりは、奥七郡など県北地方一帯を支配した常陸の豪族佐竹氏の本拠地として約460年間繁栄し、江戸時代に入ると、徳川光圀公が晩年を過ごした西山荘や水戸徳川家歴代藩主の墓所である瑞龍山、11代藩主昭武公の山荘天竜院などに代表されるように水戸藩領地として発展し、明治時代には郡役所の設置や棚倉街道の商業中心都市として繁栄してきました。また、平安時代より72年毎に行われ、平成15年には第17回目が行われた西金砂神社と東金砂神社の大祭礼など、歴史と文化にあふれるまちです。

市域南端を流れる久慈川の支流である、里川、山田川、浅川が南北を貫流し、その流域沿いには多くの集落が形成され、上質なコシヒカリの産地としての水田地帯が広がっており、地域産業の中核を担うとともに、ぶどうや梨などの特産物の生産地でもあります。また、山間部である北部を中心に、林業、畜産業や常陸秋そばなどが地場産業として栄えています。

昭和60年に一旦は下げ止まって増加に転じた人口も、平成12年以降減少に転じているほか、平成24年時点の合計特殊出生率は国や県に比べて大きく下回っています。このため、子育て世代への支援施策を充実してきました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本市も未曾有の被害を受け、全市をあげて復興に取り組むとともに、東日本大震災の被害状況や災害対応を後世に伝え、将来の災害に対する備えとするため、震災の記録「元気を出して 一歩ずつ前へ!」を刊行しました。

茨城県総合計画「いきいき いばらき生活大県プラン」において、本市は県北山間ゾーンと県北臨海ゾーンの中で、活力ある地域づくりのための農林業等の振興や企業誘致の促進、過疎地域等における安心快適な生活圏の形成や豊かな自然環境を活かした観光交流空間の形成などが、地域づくりの方向性として示されています。

2 地理的条件

本市は、茨城県北部に位置し、東は高萩市、日立市に、西は天子町、常陸大宮市に、南は那珂市に、北は福島県矢祭町、塙町にそれぞれ接しています。

市の総面積は371.99km²、南北約40km、東西約15kmの広がりを持ち、茨城県内で1番広大な市です。久慈川の支流である里川、山田川、浅川が流れ、この河川沿いに平野が開け、水田地帯では標高約10mですが、北部は、阿武隈山系の山岳地帯で標高750mを超え、たおやかで豊かな稜線を望むことができます。

気候は四季を通じて穏やかですが、冬季に積雪を見ることがあります。

第2章 まちの歴史と現況

3 交通条件

急速な車社会の到来に伴い、道路網の整備が進み、市民の生活圏は飛躍的に拡大しています。

南北の幹線では、水戸市から福島県へ続く国道349号が整備され、大子町へと続く国道461号、県道の常陸太田大子線や常陸那珂港山方線も整備を進めています。

東西の幹線では、日立市につながる国道293号バイパスが建設中で、県北東部広域農道は一部を除いて供用開始、肋骨道路として国道461号や複数の主要地方道（県道）が高萩市・北茨城市・日立市・常陸大宮市にそれぞれ伸びています。

こうした道路網の発達で、常磐自動車道の「那珂インターチェンジ」「日立南太田インターチェンジ」「日立中央インターチェンジ」へのアクセスが容易です。

鉄道は、JR水郡線（市内3駅）があり、約30分で水戸駅に連絡します。

路線バスは、利用者が減少傾向で、減便や路線の廃止が進み、市で市民バスや患者輸送バスみどり号、乗合タクシーなどを運行するとともに、通学用バスの定期券代助成を行うなどにより、市民の足の確保に努めています。

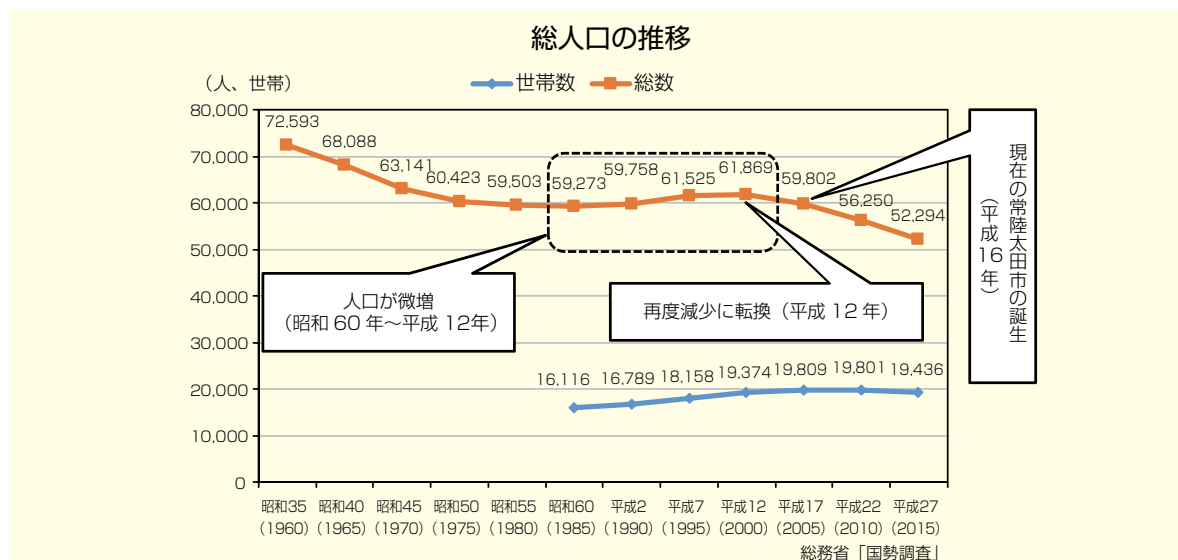
このような中、現在、本市における公共交通を市民のだれもが利用できる日常の足として整備を図るため、路線バス・市民バス・スクールバスの運行形態の見直しや乗合タクシー運行システムの再構築、公平公正な利用負担の在り方の継続的な検討や利用者の増加を目的とした利用促進など、地域公共交通網の見直しを進めています。また、まちづくりや観光施設等との連携の強化や乗継拠点の整備など、より利便性の高い公共交通を目指しています。



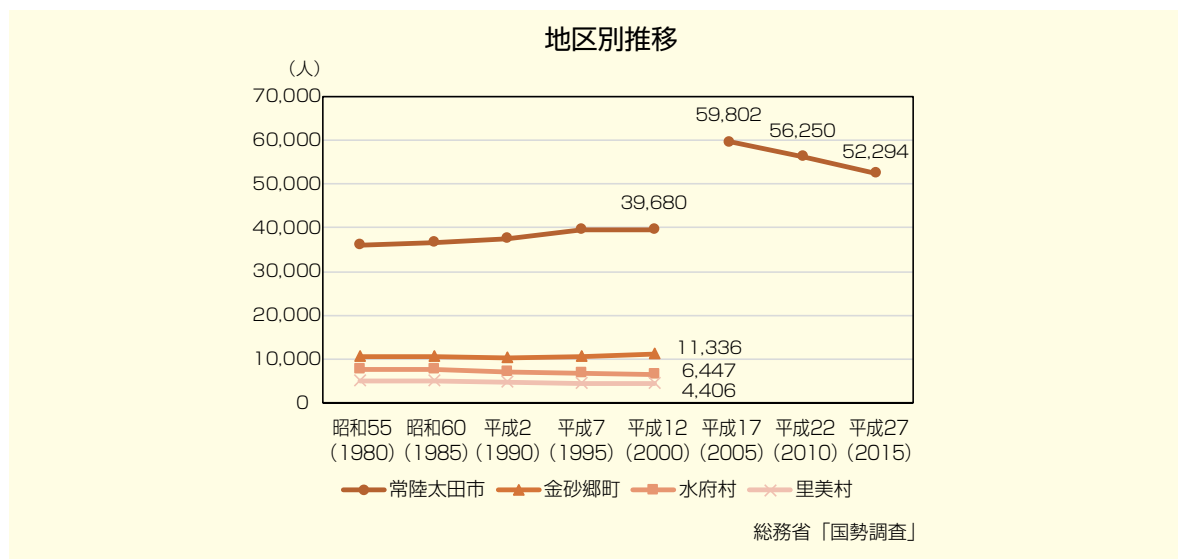
4 人口

(1) 総人口の推移

本市の人口は、昭和60(1985)年に一旦は下げ止まり、平成12(2000)年の61,869人にかけて微増していましたが、再び減少に転じています。



また、地区別にみると、合併前、旧常陸太田市と旧金砂郷町では増加していましたが、旧水府村、旧里美村では横ばいから減少傾向でした。また、平成16(2004)年の合併により平成17(2005)年には59,802人だった人口が、平成27(2015)年には52,294人と減少しています。



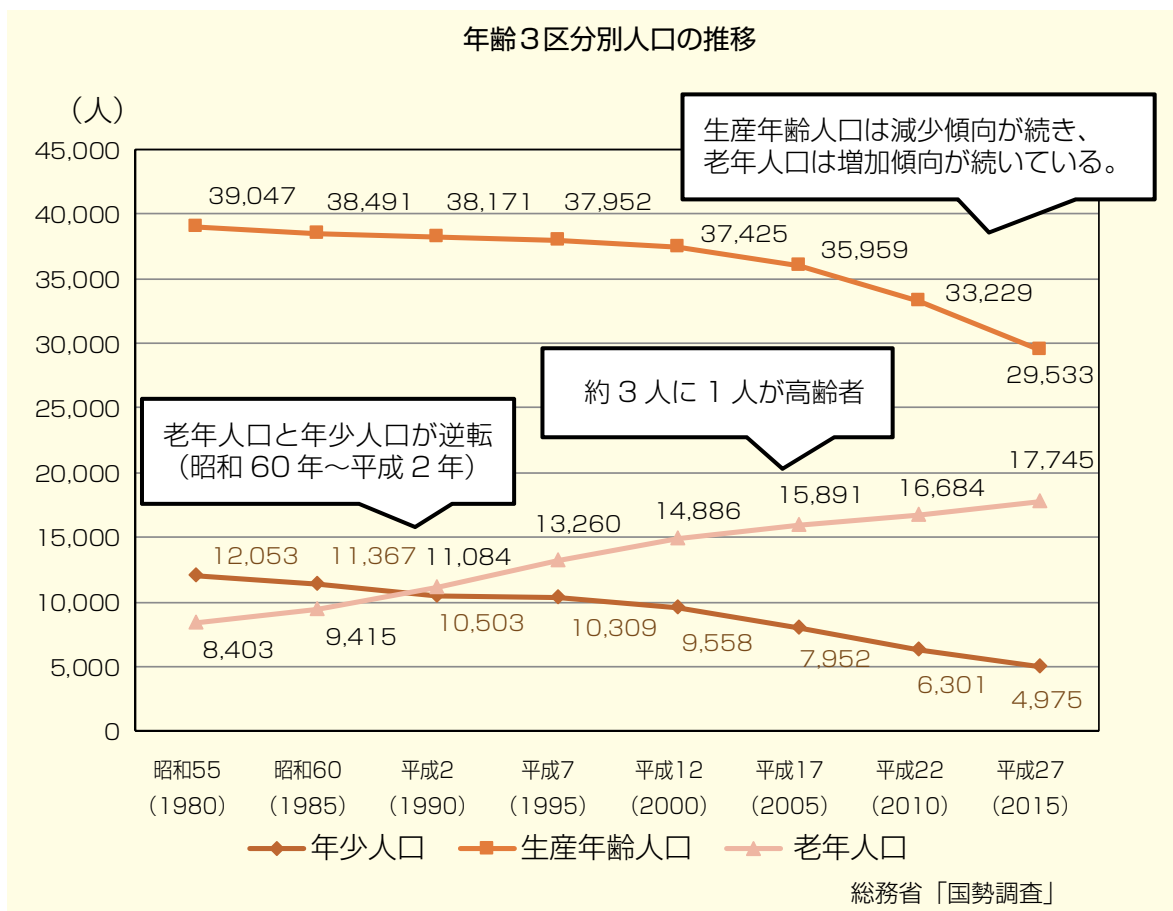
第2章 まちの歴史と現況

(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別の人口をみると、年少人口については、昭和55（1980）年には約12,100人でしたが、平成27（2015）年には約5,000人と約40%にまで減少しています。

生産年齢人口は、昭和55（1980）年から減少傾向であり、平成27（2015）年には約29,500人となっています。近年では、減少幅が大きくなっています。

老年人口は、昭和55（1980）年には約8,400人でしたが、平成27（2015）年には約17,700人と2倍以上に増加しています。



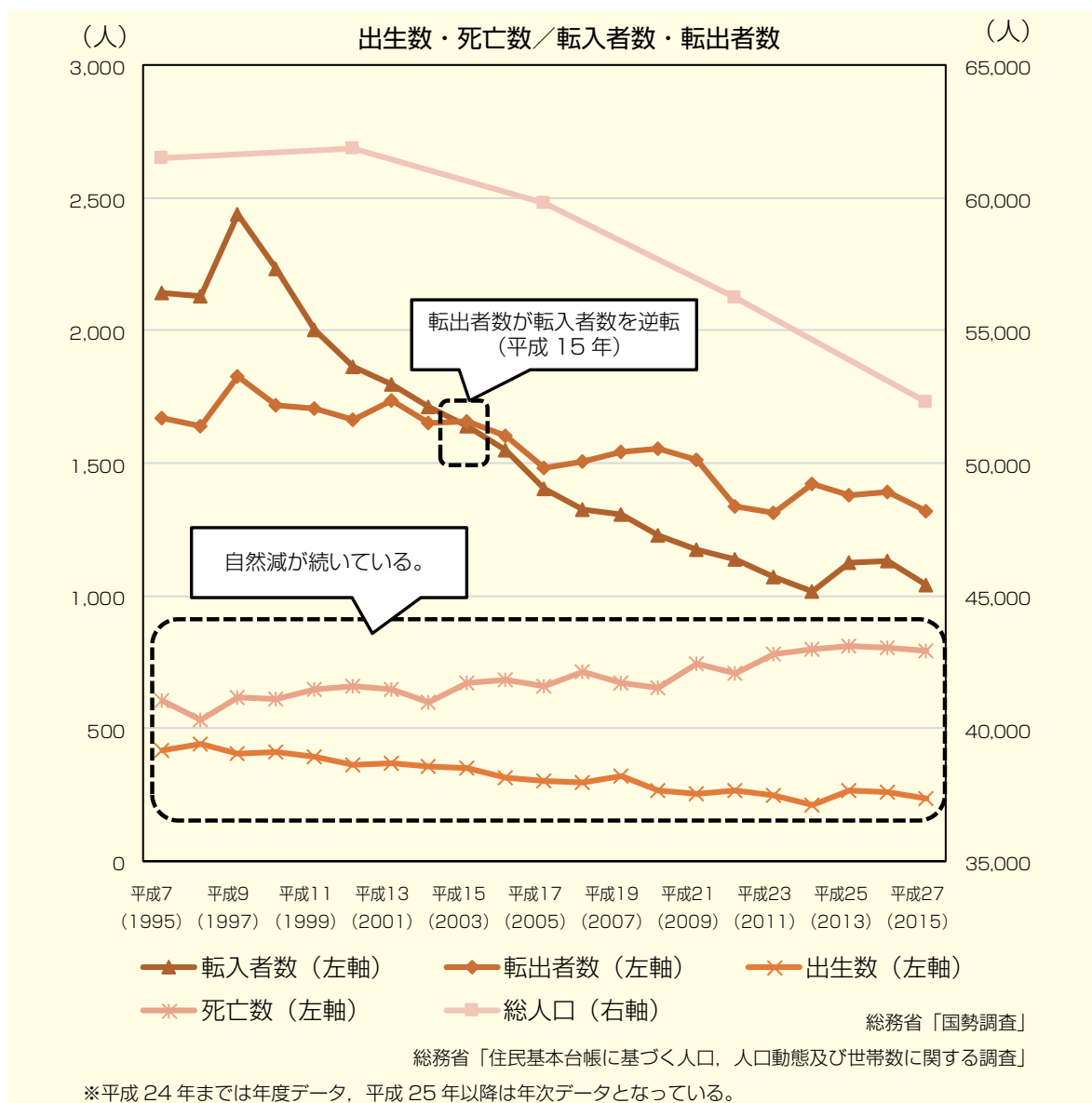
(3) 人口動態

自然増減及び社会増減の推移をみると、自然増減については、現在まで死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、その差は広がっています。

社会増減については、平成9（1997）年をピークに平成14（2002）年まで転入超過が続いていましたが、平成15（2003）年以降、社会減に転じています。社会減になった要因としては、平成9（1997）年以降、転入者数が大幅に減少したことが挙げられます。

転入者の減少については、1990年代後半まで市内各所で宅地造成が行われていた状況を勘案すると、市内に土地住居を求めた転入が多くなっていましたが、宅地造成が落ち着いてからは大幅に減少したと考えられます。

※近年は、回復傾向にあります。

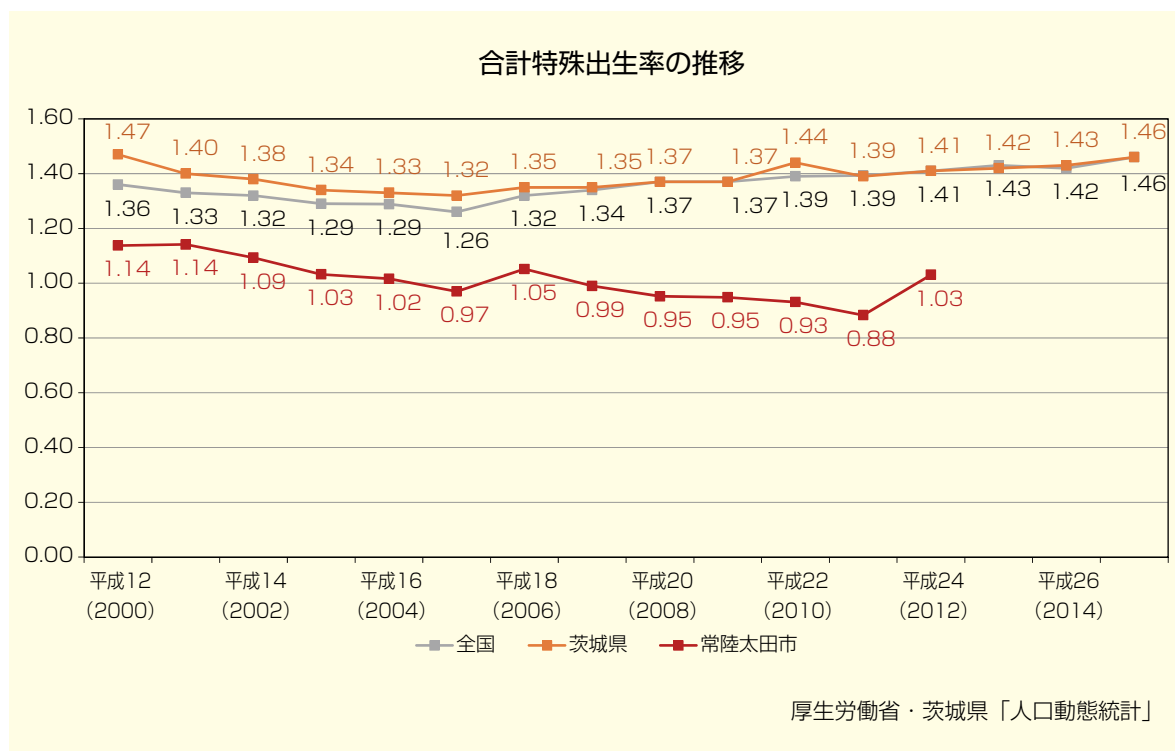


第2章 まちの歴史と現況

(4) 合計特殊出生率の推移

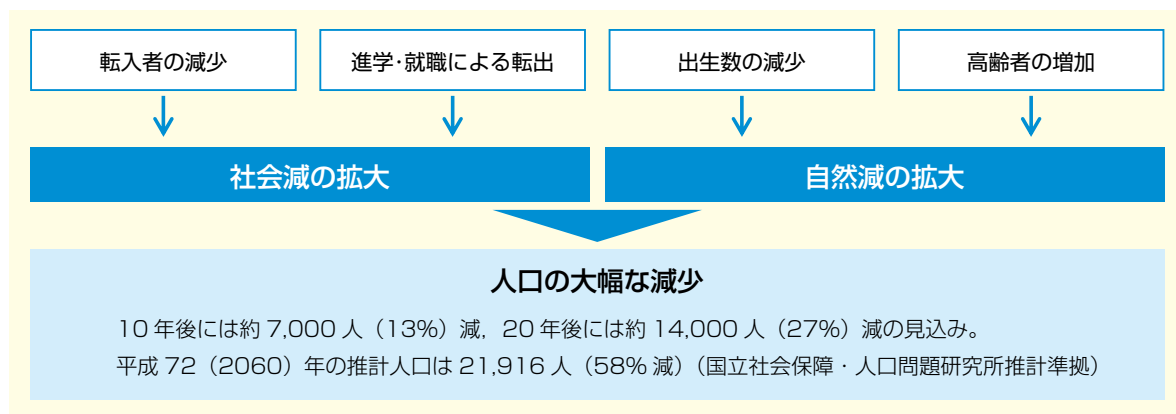
出生率（合計特殊出生率）をみると、平成24（2012）年は本市が1.03、茨城県が1.41（平成27年は1.46）、全国が1.41（同1.46）となっており、本市は低い水準にあります。平成17（2005）年度以降、国や茨城県が回復傾向で推移しているにもかかわらず、本市では減少傾向で推移しています。

※平成24（2012）年は、減少傾向から回復に転じました。



(5) 将来人口（常陸太田市人口ビジョン^{*5}より引用）

将来人口は、平成27（2015）年を基準として、10年後には約7,000人(13%)減少、20年後には約14,000人(27%)減少し、平成72（2060）年の推計人口は21,916人（58%減）と見込まれています（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）。そこで本市では、各種施策を講じることにより、平成72（2060）年に常住人口規模36,000人の維持や持続可能な人口構造の構築を目標として掲げています。

①現状と課題の整理**②目指すべき将来の方向**

現状と課題をもとに、以下のように4つの目指すべき将来の方向を設定しています。

- ・若い世代の結婚、出産・子育てに関する希望の実現
- ・働く(働きたい)若者が住みたくするような環境整備
- ・子育て世代等にとって魅力あるまちづくりの展開
- ・市民がいつまでもいきいきと暮らせる社会の構築

③長期的展望

本市の将来を展望するにあたり、総人口の推移という視点だけでなく、将来的に持続可能なまちとなるような人口構造の構築を目指すため、20歳代における転出超過による人口の減少と、1.00に程近い合計特殊出生率による人口の半減化を早急に改善し、国の長期ビジョンに示す目標人口を踏まえながら、各種施策の実現可能性を加味し、以下の長期的展望を定めています。

**平成72（2060）年に常住人口規模36,000人維持、及び、
将来においても「持続可能な人口構造」の構築**

④基本的視点

長期的展望の実現に向けて、次のように4つの基本的視点を設定しています。

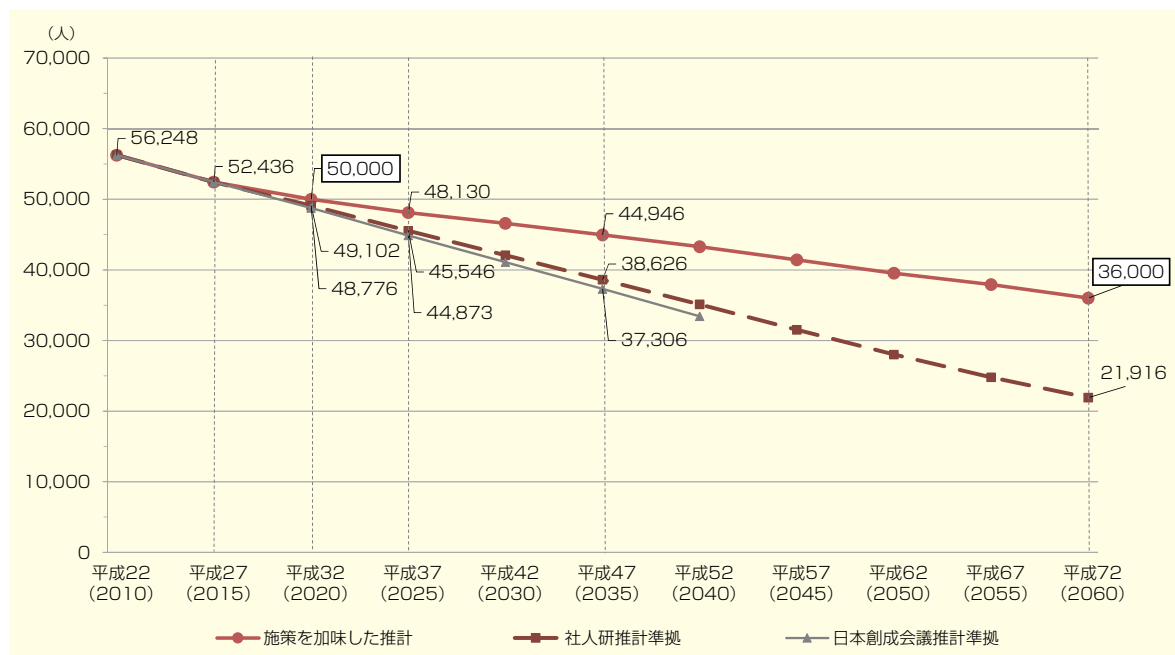
- | | |
|---------------------|-----------------|
| 視点1 合計特殊出生率の上昇 | 視点2 子育て世代等の転入促進 |
| 視点3 青年層のUターン促進と転出抑制 | 視点4 健康寿命の延伸 |

^{*5} 人口動向や将来人口推計の分析、中長期の将来展望を提示したもの。本市では平成27年12月に策定。

第2章 まちの歴史と現況

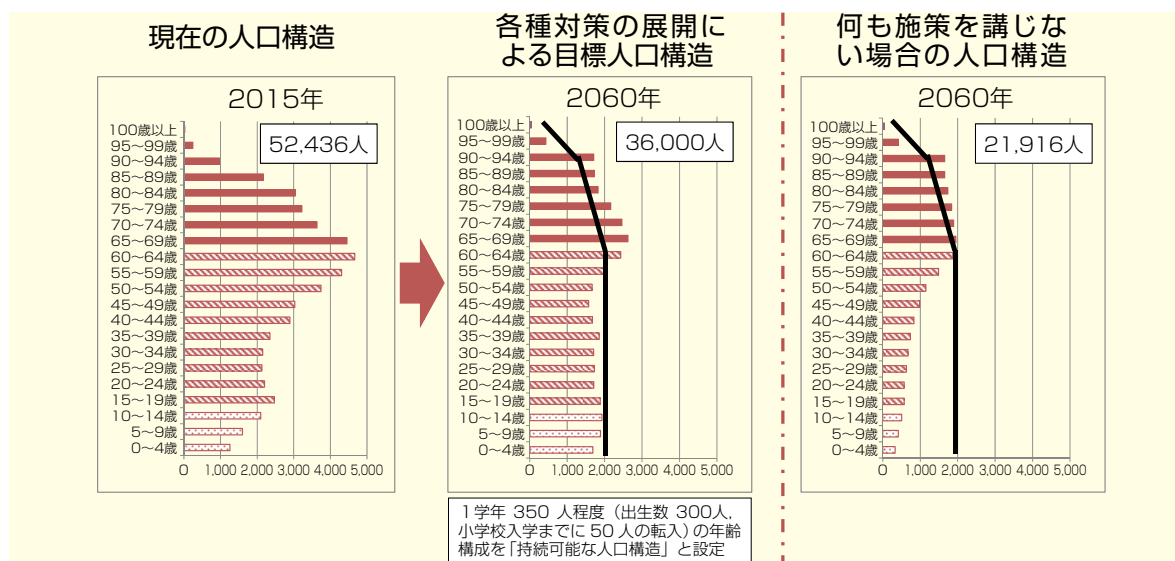
⑤将来の人口目標値

4つの基本的視点の展開によって、合計特殊出生率と若い世代の移動率が改善され、平成72（2060）年の推計人口は、社人研推計（21,916人）と比較して、14,000人程度の増加が見込まれます。出生数については平成37（2025）年以降に300人を回復し、小学校入学数については、平成42（2030）年以降に350人を回復すると推計されます。



⑥持続可能な人口構造

総人口の減少幅の緩和により、将来的に持続可能なまちとなるような人口構造の構築を目標としています。



5 主な産業

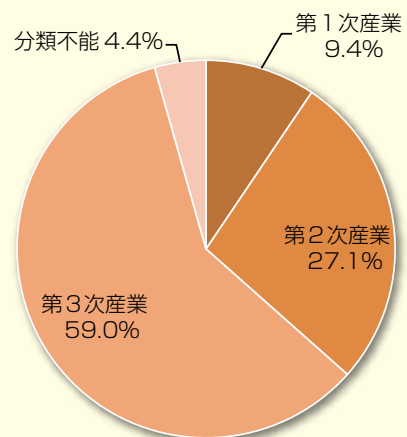
(1) 就業人口

本市の産業別就業者は、平成22年の国勢調査によると、26,790人であり、平成12年(31,267人)と比べると4,477人の減少となっています。構成比は、第1次産業が9.4%(平成12年15.2%)、第2次産業が27.1%(同32.0%)、第3次産業が59.0%(同52.6%)となっています。就業者数が大幅に減少していることから、第1次産業と第2次産業の減少幅は大きく、構成比では増加している第3次産業の就業者数も減少しています。

産業別就業人口

(平成22年グラフ)

	平成22年		平成12年	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
第1次産業	2,528	9.4	4,761	15.2
第2次産業	7,268	27.1	10,007	32.0
第3次産業	15,817	59.0	16,454	52.6
分類不能	1,177	4.4	45	0.1
合計	26,790	100.0	31,267	100.0

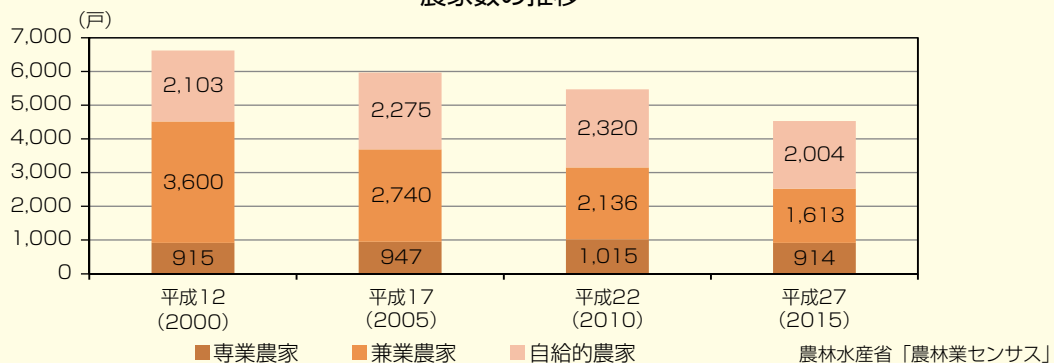


総務省「国勢調査」

(2) 農業

平成27(2015)年の農家数をみると、専業農家が914戸、兼業農家が1,613戸、自給的農家が2,004戸となっています。平成12(2002)年以降、農家数は減少傾向で推移しており、内訳をみると自給的農家と専業農家は平成22(2010)年まで増加傾向にあったものの平成27年は減少しました。兼業農家は一貫して減少しています。

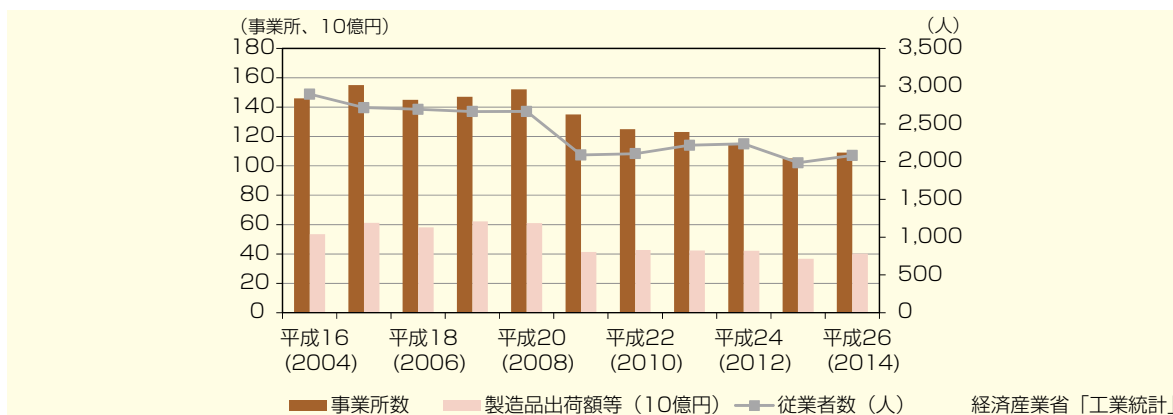
農家数の推移



第2章 まちの歴史と現況

(3) 工業

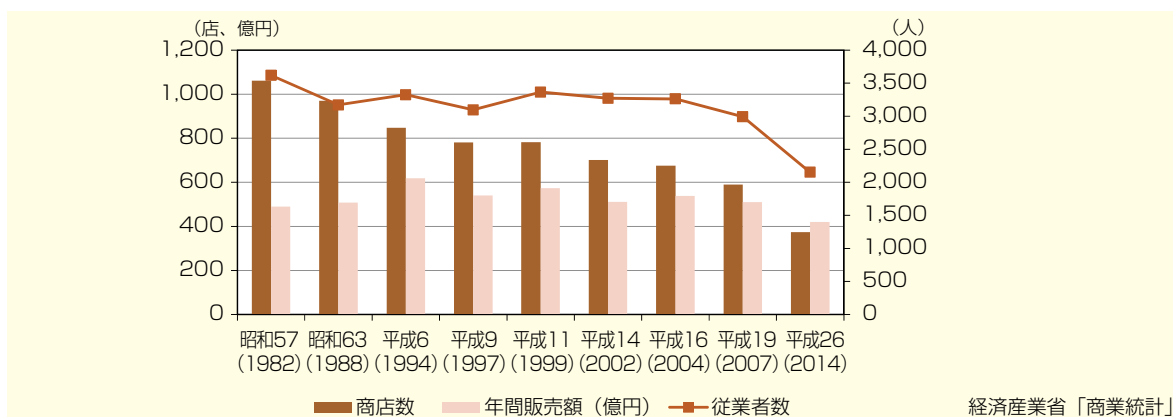
平成26（2014）年の事業所数は109事業所で、平成25（2013）年の105事業所から若干増加しました。従業者数及び製造品出荷額等も事業所数と同様に増加しました。



(4) 商業

平成26（2014）年の商店数は374店で、昭和57（1982）年以降、減少傾向にあります。

従業者数は、平成11（1999）年まで増減しながら推移していましたが、平成11（1999）年以降は減少傾向にあります。年間販売額は、増減しながら推移していましたが、平成16（2004）年以降は減少傾向にあります。



(5) 観光

観光業は、豊かな地域資源に恵まれ、竜神大吊橋、西山荘、西金砂山周辺、プラトーさとみななど多くの観光・レジャー施設が整備され、年間約50万人が訪れています。また、恵まれた地域資源を活用した着地型体験交流プログラムや都市との交流推進により、地域経済の活性化を図っています。

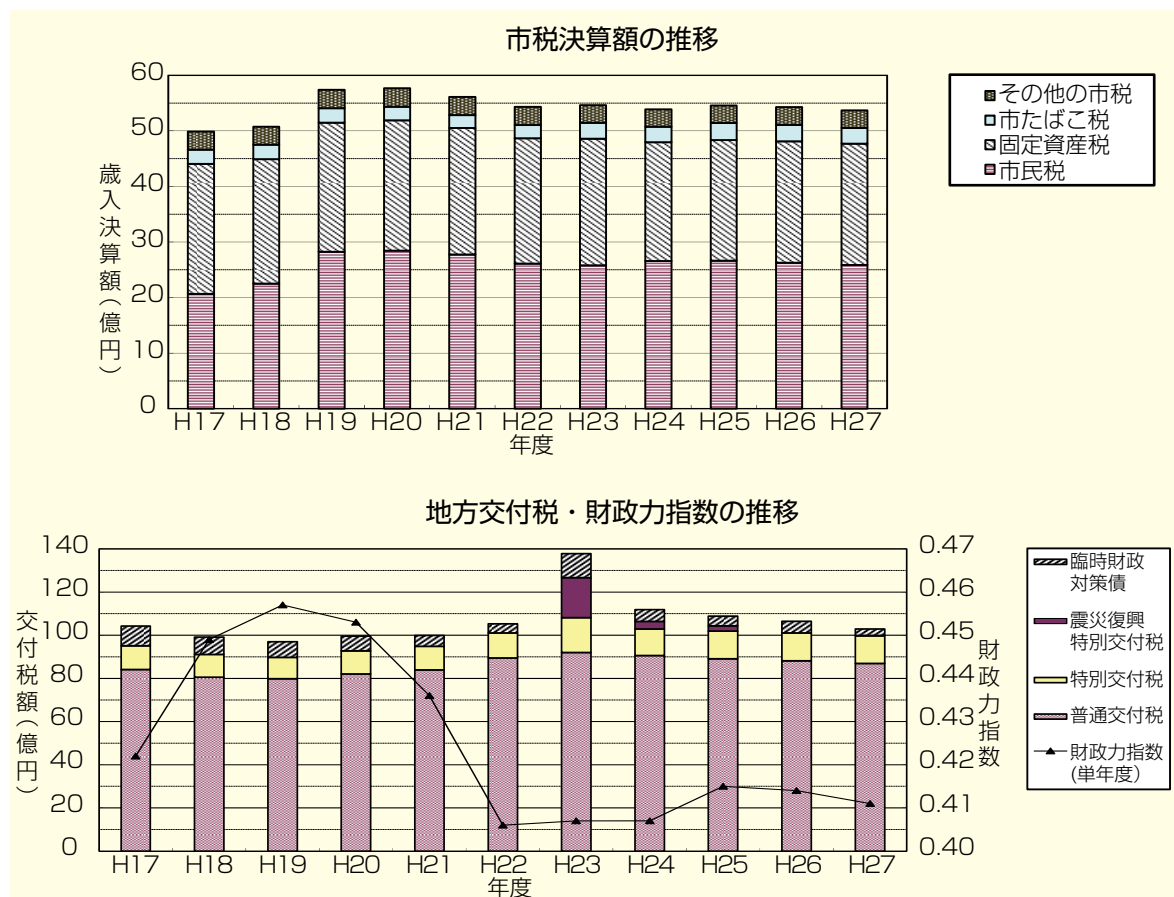
6 財政状況

自主財源の柱である市税が、生産年齢人口の減少、地域経済の停滞により、増収を見込み難しい状況にあります。

また、本市にとって最も大きな財源である地方交付税は、合併算定替えによる特例措置の段階的縮減が平成27年度から始まっており、合併した自治体の実情を勘案した算定方法の見直しにより減少額は緩和されるものの、平成32年度からは特例措置が終了となります。

歳出面では、医療、介護、福祉などの社会保障費や国民健康保険事業、介護保険事業への繰出金は増加傾向にあり、公共施設及びインフラに関する維持・更新に係る経費も増大することが想定されます。一方で、市の重点施策である少子化・人口減少対策、地方創生に資する施策等に積極的に取り組むなど、多くの財政需要を抱え、今後も厳しい財政状況が続くものといえます。

これまでも、指定管理者制度の活用や民間委託の推進、施設の統廃合、事務事業の見直しなどを進めてきましたが、一層の経費節減を進め、税収の確保や受益者負担の見直しなどにより財源の確保を図るとともに、市債の新規発行を抑制し将来の財政負担の軽減に努めていきます。



第3章 市民意識

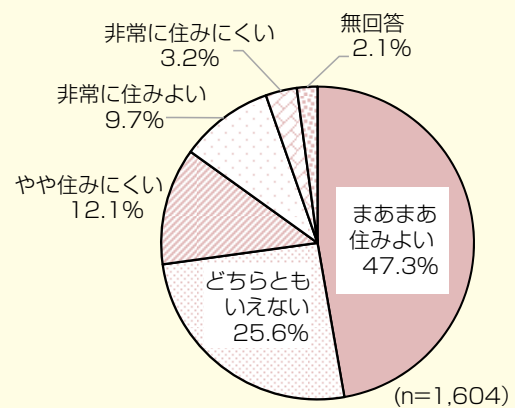
平成27年7月に「一般市民アンケート」と「中学・高校生アンケート」を実施し、市民の皆さんの住み心地や施策に対する満足度・充実希望度、今後のまちづくりの方向性などについて調査しました。

1 一般市民アンケート

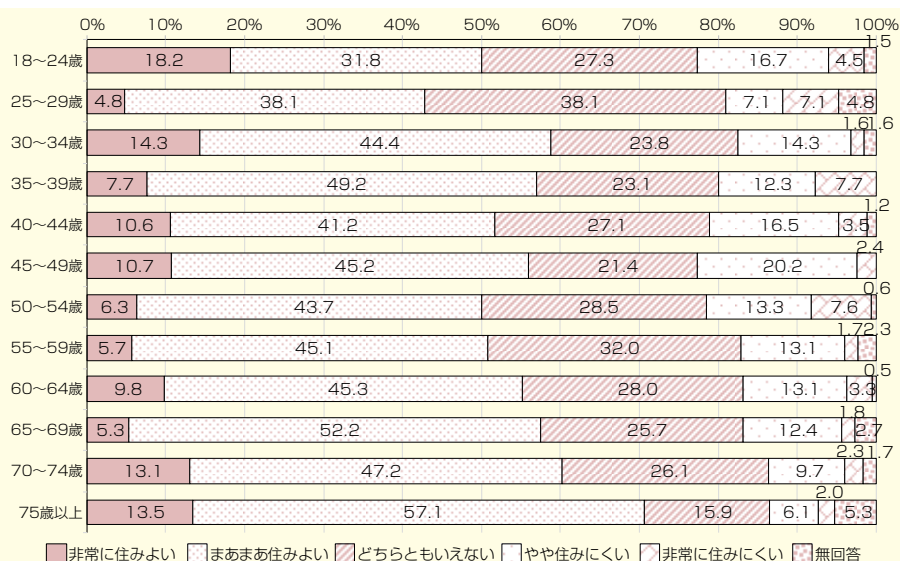
(1) 市の住み心地について

「まあまあ住みよい」の47.3%が最も多く、次いで「どちらともいえない」の25.6%、「やや住みにくい」の12.1%となっており、前回（平成23年2月調査時）よりも「非常に住みよい」が1.0ポイント上昇しています。

	今回調査(%)	前回調査(%)
非常に住みよい	9.7	8.7
まあまあ住みよい	47.3	47.3
どちらともいえない	25.6	25.2
やや住みにくい	12.1	14.3
非常に住みにくい	3.2	3.6



住み心地がよいと感じている人は、75歳以上に多く、18～29歳に少ないことから、将来を担う若者に対して住み心地をよくしていく取り組みが求められます。



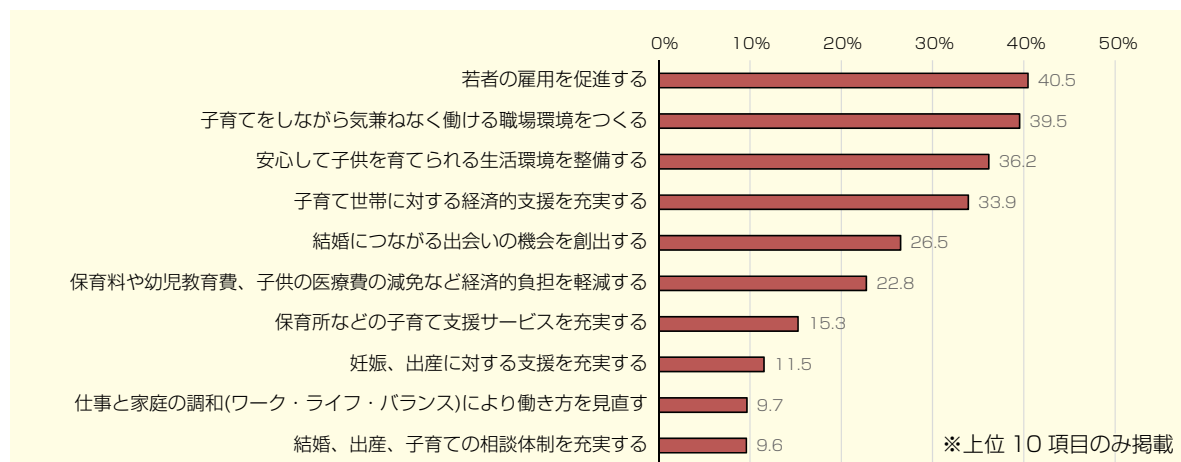
住みにくいと感じる理由は、「交通が不便だから」や「店舗が少なく買い物が不便だから」が多くなっています。

理由	回答数
交通が不便だから	53
店舗が少なく買い物が不便だから	32
生活が不便だから	17
施設がないから	12
人間関係が悪いから	8
公共料金が高いから	6
行政の対応が悪いから	6
若い人が少ないから	2

※回答者は、「やや住みにくい」または「非常に住みにくい」と回答した124人。
 ※1人の回答者が複数の意見を記入している場合は、それぞれの意見を1件としてカウント。

(2) 少子化対策として必要なことについて

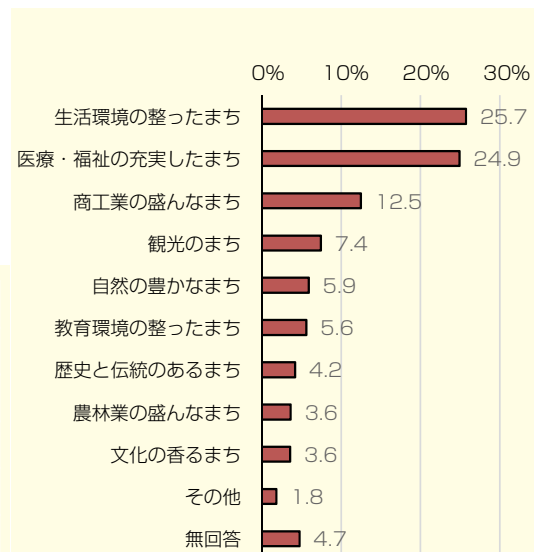
「若者の雇用を促進する」が40.5%、次いで「子育てをしながら気兼ねなく働ける職場環境をつくる」の39.5%、「安心して子供を育てられる生活環境を整備する」の36.2%となっており、子育て・保育に関する直接的な施策以上に、雇用・職場環境に関する施策を望む声が多くなっています。



(3) 常陸太田市の将来のイメージについて

将来のイメージとしては、「生活環境の整ったまち」の25.7%と「医療・福祉の充実したまち」の24.9%が多く、次いで「商工業の盛んなまち」も12.5%と比較的多くなっています。

	今回調査		前回調査	
	割合 (%)	順位	割合 (%)	順位
生活環境の整ったまち	25.7	1	24.1	2
医療・福祉の充実したまち	24.9	2	35.5	1
商工業の盛んなまち	12.5	3	10.0	3
観光のまち	7.4	4	6.1	4
自然の豊かなまち	5.9	5	4.2	5

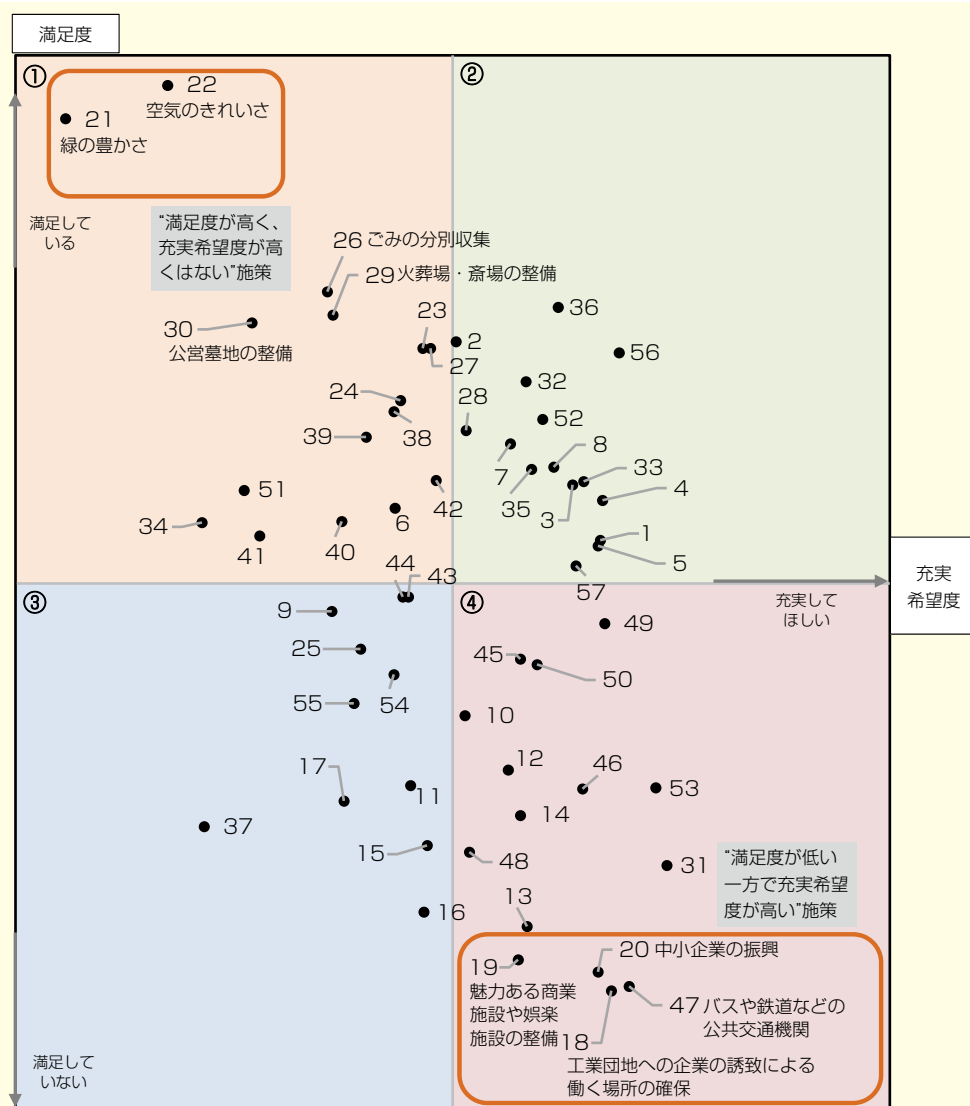


第3章 市民意識

(4) 市の施策に対する満足度と充実希望度について

各項目の満足度・充実希望度は、全項目の平均値を基準として、下図のように4象限に分けることができます。“満足度が高く、充実希望度が高くはない”施策としては、「緑の豊かさ」や「空気のきれいさ」が挙げられています。

他方、“満足度が低い一方で充実希望度が高い”施策としては、「バスや鉄道などの公共交通機関」、「工業団地への企業の誘致による働く場所の確保」、「中小企業の振興」などが挙げられています。これらについては、重点的に取組みを進める必要があります。



① 充実希望度：低 × 満足度：高

必要度は若干落ちるが、十分な取組が行われている。

③ 充実希望度：低 × 満足度：低

取組みはあまり評価されていないが、必要度も高くない。

② 充実希望度：高 × 満足度：高

市民から必要とされており、取組の評価も高い。

④ 充実希望度：高 × 満足度：低

必要度が高く、取組の評価が低い。早急な改善が必要。

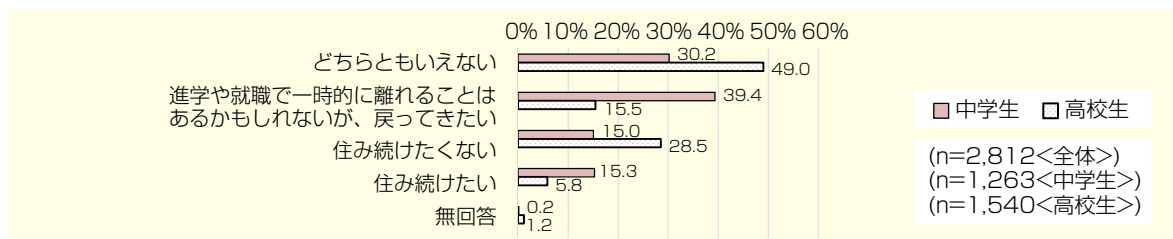
※図内の番号の示す施策

1	病院などの医療機関の整備・救急医療体制など	29	火葬場・斎場の整備
2	保健サービス（健康診査・健康相談・生活習慣指導など）	30	公営墓地の整備
3	高齢者への福祉サービス（生きがいつくり、在宅福祉サービスなど）	31	不法投棄への対策
4	障がい者への福祉サービス（社会参加促進や生活支援、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプなど）	32	幼稚園の施設、保育内容、対象年齢など
5	介護保険サービス	33	小学校・中学校の施設、教育内容など
6	市民が主体となる地域全体での福祉活動	34	小規模な小・中学校、幼稚園の統合
7	保育所の整備や保育内容	35	学校教育や子供たちの健全育成における地域や家庭などとの連携
8	放課後児童クラブ	36	学校給食の内容
9	地域資源を活かした※グリーンツーリズム（都市と農村の交流）	37	大学などの高等教育機関の誘致
10	観光施設の整備、観光イベント、観光PR、観光資源の活用など	38	生涯学習センター、図書館、パーティホール、交流センターふじ、水府総合センター、里美文化センター、公民館など文化施設の事業の充実
11	競争力のある農業経営の育成、農地の基盤整備	39	講座やサークルなど学習活動の機会の充実や学習・文化活動の支援
12	特色ある産地の形成、地域特産品の生産強化など	40	音楽・美術など芸術鑑賞の機会
13	農業の担い手の育成や確保	41	地域資源を活用し、地域を理解し愛着を育むための※エコミュージアム（地域まるごと博物館）活動
14	資源の循環や環境保全に配慮した地域農業	42	文化財の保護や活用
15	地元産材の活用促進、製材・加工技術の向上、林道や作業道の整備などの林業振興	43	スポーツ施設の整備やスポーツ団体、指導者の育成など
16	林業の担い手育成や確保	44	男女共同参画社会づくり
17	畜産業や水産業の振興	45	幹線道路の整備
18	工業団地への企業の誘致による働く場所の確保	46	生活道路の拡幅、舗装、歩道、ガードレール、カーブミラーの整備
19	魅力ある商業施設や娯楽施設の整備	47	バスや鉄道などの公共交通機関
20	中小企業の振興	48	JR常陸太田駅周辺、鯨ヶ丘地区、国道349号沿線地域のにぎわいの創出
21	緑の豊かさ	49	公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備による生活雑排水等の適正処理
22	空気のきれいさ	50	雨水排水の整備
23	河川等の水のきれいさ	51	住宅用地の確保
24	森林、里山、河川、生き物等の保全	52	消防・防災体制の充実
25	風力発電や太陽光発電などの自然エネルギーへの取り組み	53	防犯灯・街路灯や防犯組織など、防犯対策
26	ごみの分別収集	54	身近な緑地公園などの整備
27	リサイクルと再利用の推進	55	遊歩道やハイキングコースの整備
28	騒音・ばい煙・悪臭などの公害対策	56	安全でおいしい水の安定供給
		57	情報通信基盤の整備

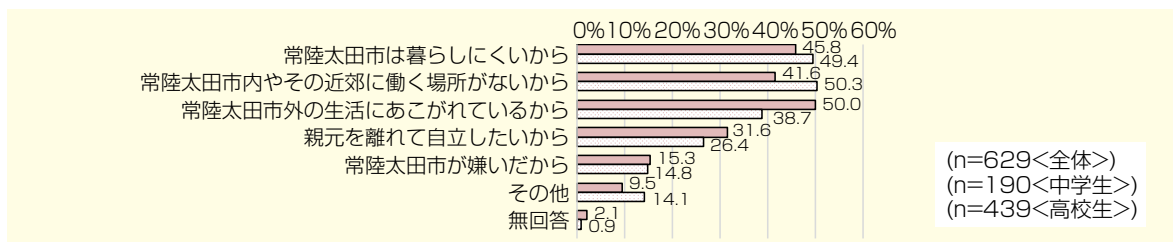
2 中学・高校生アンケート

(1) 定住への意向について

中学生は「進学や就職で一時的に離れることはあるかもしれないが、戻ってきたい」が最も多い一方で、高校生は「どちらともいえない」が最も多く、次いで「住み続けたくない」が多くなっています。

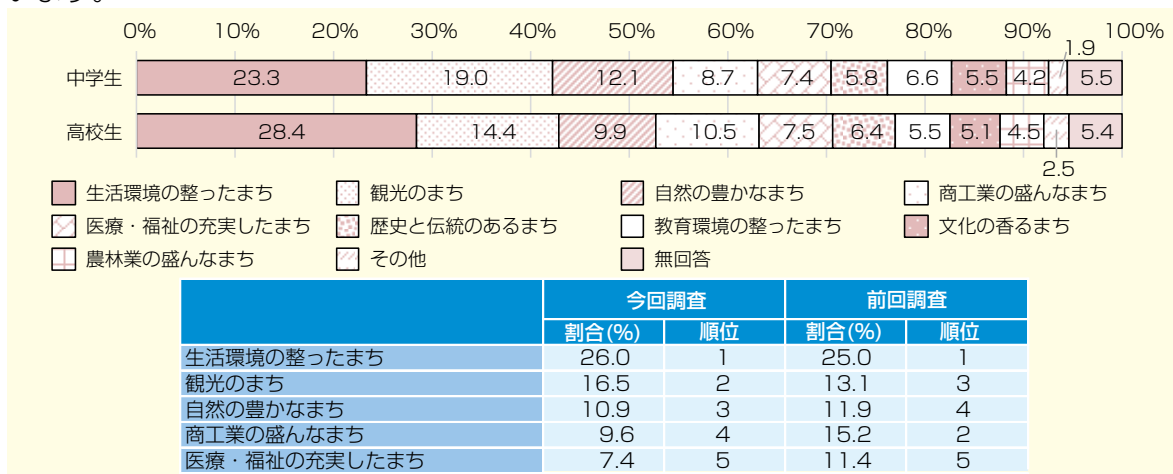


「住み続けたくない」と答えた人の理由としては、「常陸太田市は暮らしにくいから」や「常陸太田市内やその近郊に働く場所がないから」といった市内の環境に対する不満が多く挙げられています。



(2) 常陸太田市の将来のイメージについて

将来のイメージとしては、中学・高校生とも「生活環境の整ったまち」が最も多く、次いで「観光のまち」「自然の豊かなまち」「商工業の盛んなまち」が多くなっています。中学・高校生別にみると、「生活環境の整ったまち」について、中学生よりも高校生の方が高くなっています。



第4章 今後のまちづくりの課題

1 少子化・人口減少の抑制

本市では、少子化・人口減少対策として「子育て上手 常陸太田」をキャッチフレーズに掲げ、積極的に子育て家庭への支援を展開してきた結果、一定の成果が表れてきています。しかしながら、合計特殊出生率は依然として非常に低い値であり、引き続きその対策が求められています。そのため、これまでの施策の効果を検証し、経済的支援をはじめとする各種支援や住環境の整備、保育サービスや育児相談の場の拡充など、子ども子育て支援をより一層進めていく必要があります。

2 地域経済の活性化と仕事の場の確保

若者世代をはじめ、だれもが安心して働くことのできる仕事の場の確保は、定住人口の維持・増加につながることから、地域経済の活性化を図るうえでの最重要課題です。そのため、企業誘致や中小企業への支援、Uターン^{*6}者や起業・創業を支える仕組みなど、さまざまな支援や取り組みをより一層進めていく必要があります。

農業については、その担い手である、農業後継者、認定農業者^{*7}、新規就農者、定年帰農者などの確保・育成を図るとともに、特産品開発、販路拡大、農商工連携による6次産業化^{*8}、地産地消などを今まで以上に推進していくことが重要です。また、「道の駅 ひたちおおた」を活用した農業生産者の育成、栽培技術の向上による農家所得の向上を図っていくことが重要です。

さらには、竜神大吊橋や西山荘などをはじめとする自然や歴史を活かした観光振興や、新たなビジネスモデルの構築、公共交通の充実・強化を図り、交流人口の増加を促進し、観光関連産業の育成に努めていく必要があります。

3 市民の暮らしを支える生活基盤の充実

快適な暮らしを送るためには、道路や公共交通の整備を図ることなどにより交通の利便性を高めるとともに、活力ある市街地の形成、公共施設の維持管理、ライフラインの確保など、社会基盤の充実が重要です。

また、市民が安全・安心に暮らすためには、防犯・防災意識の高揚、地域一体となった防犯対策が求められます。加えて、自主防災組織を中心とした防災訓練の実施による災害時や緊急事態への対応や自主防災リーダーの養成や防災資機材の整備など、市民と行政の協働により防災力向上に向けた取り組みを進めていくことが大切です。

さらに、国民健康保険や介護保険など社会保障制度の安定した運営や地域包括ケア^{*9}の考え

^{*6} 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態。

^{*7} 自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画を認定され、市町村から重点的に支援措置を受けることのできる農業者。

^{*8} 農林漁業者（1次産業従事者）が、自ら連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）にも取り組むこと。

^{*9} 高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能にするための、地域の包括的な支援・サービス提供体制。

第4章 今後のまちづくりの課題

方に基づく介護・福祉サービスの充実・提供を続けていくとともに、だれもがいきいきとした生活を送るために、生涯学習活動機会の充実や健康づくりの取り組み強化など、さまざまな支援が求められています。

加えて、ごみの減量化・リサイクルの推進、自然エネルギーの利用促進など循環型社会の形成を図るとともに、河川、里山、森林の環境保全など、良好な自然環境づくりを進める必要があります。

4 まちづくりを担う人材の確保と育成

未来を担う子どもたちが将来への夢と郷土への愛着や誇りをもち、健やかにたくましく育つためには、一人ひとりが個性や能力を発揮して活躍することのできる環境づくりが必要です。

また、健康で心豊かに暮らすためには、その地域の自然・歴史・文化を深く理解することや、スポーツレクリエーションに関わることのできる機会や環境づくりが大切です。さらに、子どもから高齢者までだれもが安心した生活を送るためには、学校・家庭・地域・行政が一体となって互いを支え合う仕組みが必要です。しかし、地域社会における連帯意識や助け合いの精神が希薄となった現代においては、その仕組みの維持・確保が困難になりつつあることから、地域特性を活かしたコミュニティの整備が必要となっています。

5 より効率的、効果的な行財政運営

人口減少に伴う市税収入の減少、合併後の特例措置終了に伴う普通交付税収入の減少、医療、介護、福祉などの社会保障費の増加、公共施設の老朽化への対応などの諸要因により、今後、本市の財政状況は、一層厳しいものとなることが見込まれることから、より効率的、効果的な行財政運営が求められています。

このような状況においても、市の重点施策である少子化・人口減少対策、定住・雇用対策、農業振興、道路、公共交通の整備など、本市の特色や実情を踏まえた施策を実行していかねばならないことから、事業の必要性や緊急性を考慮しながら、限られた財源をより有効に活用していかねばなりません。

このため、自主財源の確保はもとより、定員管理適正化計画の推進、指定管理者制度・民間委託の推進、人材育成の充実・強化、公共施設等の総合管理といった行財政改革を一層推進していくとともに、PDCAサイクル^{*10}により継続的に業務改善を図りながら、施策・事業の効率化・重点化を図っていく必要があります。

さらに、高度化・多様化する行政ニーズに対応していくには、行政と市民、NPO法人をはじめとする各種団体、企業などがまちづくりの担い手となり、協働・連携による取り組みをこれまで以上に推進していく必要があります。

^{*10} Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、継続的な改善を推進するマネジメント手法。



第3部 基本構想 ～まちの目指す姿～

- 第1章 第5次総合計画の成果・課題…………… 28
- 第2章 まちの目指す姿…………… 29
- 第3章 まちの将来像を実現するための考え方… 32

第1章 第5次総合計画の成果・課題

平成16年に新生・常陸太田市の誕生以降、第5次総合計画に基づいて取り組んできたまちづくりの成果・課題について、平成27年度に実施した市民アンケートの「満足度」と「充実希望度」に基づき振り返ります。

医療・福祉

満足度が上昇

→ 引き続き、充実した展開が必要

本市では、在宅医療・介護連携、24時間電話等健康相談サービス、子ども夜間診療など、医療・福祉の充実に力を入れてきたことで、「病院などの医療機関の整備・救急医療体制など」について、「満足している」または「まあ満足している」と回答した割合が37.2%と、10年間で5.0ポイント上昇しています。

子育て支援

出生数は下げ止まり

→ 出生率向上への取り組みが必要

また、「ストップ少子化・若者定住戦略」を市の重点戦略として位置づけるとともに、「子育て上手 常陸太田」を掲げ、他市に先駆けて、新婚家庭家賃助成や住宅取得促進助成など、積極的に施策を展開してきたことで、平成22・23年には250人を下回っていた出生数が増えるなど、少子化・人口減少対策について一定の成果が表れてきているとともに、市民はもとより全国的にも高い評価をうけています。

しかしながら、本市の合計特殊出生率は平成24（2012）年時点で1.03（全国平均、茨城県平均はともに1.41）と依然として非常に低いため、引き続き少子化・人口減少への対策が必要となっています。

仕事の確保

仕事の場の不足

→ 魅力ある仕事の場づくりが必要

このような状況の中、市民アンケートでは、少子化に歯止めをかけるための対策についての回答として、「若者の雇用を促進する」（40.5%）、「子育てをしながら気兼ねなく働ける職場環境をつくる」（39.5%）の2項目が、「安心して子どもを育てられる生活環境を整備する」（36.2%）よりも割合が高く、子育て支援に関する施策とともに、雇用の確保や職場環境の整備を望む声が多くなっています。

生活基盤の整備

魅力ある店舗等が不足

→ 楽しみのある環境づくりが必要

また、産業分野での充実希望度は、「工業団地への企業誘致による働く場所の確保について」（72.3%）が最も高く、次いで「魅力ある商業施設や娯楽施設の整備について」（68.0%）、「観光イベントや観光施設の整備について」（66.1%）の順で高く、娯楽や自然・歴史などの地域資源を活かしたまちづくりを求める回答が多く見られます。ライフスタイル・価値観が多様化する現代においては、安定した雇用環境や道路・公共交通などのインフラ整備といった生活のしやすさに加え、若者から高齢者まで、だれもが楽しむことのできるまちをつくることが重要です。

こうした本市の現状を踏まえ、今後の10年間は、これまでに力を入れてきた子育て支援策をはじめ、少子化・人口減少対策をさらに前へ進めるとともに、仕事の場づくりや、新たな市街地の開発を中心とした市民が求める生活基盤の整ったまちを目指すことにより、さらなる魅力を創っていく必要があります。

第2章 まちの目指す姿

第2部の「時代潮流」、「まちの歴史と現況」、「市民意識」に基づいた「今後のまちづくりの課題」、さらに第3部の「第5次総合計画の成果・課題」を踏まえ、10年後のまちの将来像とまちづくりの理念を次のとおりとします。

■まちの将来像

幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田
～子育て上手その先へ さらなる魅力の創造～

豊かな自然に恵まれた地域において、安心して働くことのできる仕事の間があり、魅力的な商業施設等、生活基盤が整備されるなど、市民の望むまちを実現することは、より一層の豊かさと楽しさを市民一人ひとりが感じることに繋がります。また、本市の良さに気づき、育て、共有することで、「このまちが好き」「このまちで暮らし続けたい」という強い想いが生まれます。そのように思えるまちは、だれにとっても魅力的です。魅力が増せば、人が集まり、仕事生まれ、さらに地域コミュニティが充実するなど、活躍の幅が広がります。そういった好循環の中で、小さな幸せがやがて大きな幸せになり、市民のだれもが幸せを実感できるまちにつながっていきます。

■まちづくりの理念

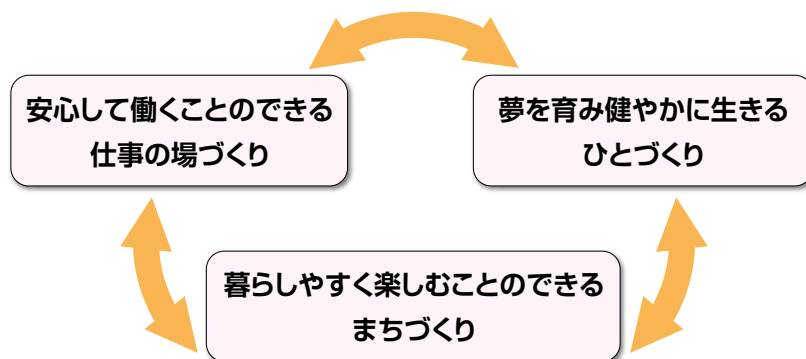
市民のだれもが生涯活躍できるまちづくり

まちの将来像の実現のためには、市民のだれもが、幸せを感じながら協力し合い、楽しみながら活躍し続けることが重要です。そうした環境づくりを、市民と行政、市民同士がともに進めていくことを、まちづくりの理念とします。

第2章 まちの目指す姿

まちの将来像の実現のために、具体的な基本目標として次の3つを掲げます。

■基本目標



I 安心して働くことのできる仕事づくり

生活圏内において、若者世代をはじめ、だれもが安心して働くことのできる仕事の場の確保は、定住人口の維持・増加にもつながります。そのため、現在立地している企業や産業の活性化を図るとともに、特産品の開発・販路拡大の支援を行うことや新たな企業誘致、農林業の担い手の育成や地域資源を活かした観光振興などにより、仕事の場づくりを継続的に行之、雇用の安定化とその環境整備を図ります。

政策

- 1 産業振興と新たな雇用創出による仕事の場づくり

II 夢を育み健やかに生きるひとづくり

未来を担う子どもたちが将来の夢と郷土への誇りをもち、健やかにたくましく育つ環境を整えるとともに、地域が一体となって、一人ひとりが個性や能力を発揮して活躍できる環境づくりを進めることで、心身ともに健やかで心豊かなひとづくりを推進します。

また、だれもが健康で安心して暮らせるよう、世代に合った健康づくりを推進するとともに、切れ目のない福祉サービスの充実を図ります。

政策

- 1 安心して子育てのできる環境づくり
- 2 郷土を愛し未来を拓くひとづくり
- 3 夢と生きがいをもって活躍するひとづくり
- 4 健やかに生きるひとづくり
- 5 地域の特性を活かしたコミュニティづくり

Ⅲ 暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり

災害や犯罪等に対し地域一体となって備える、安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、恵まれた自然や歴史・文化といった地域資源を大切にするとともに、市街地や道路、公共交通をはじめとした社会基盤を整備することにより、豊かで、利便性の高い快適な暮らしを送ることができるまちづくりを推進します。

さらに、公共交通で容易にアクセスできる商業施設等の充実など、魅力があり、楽しみをもち暮らししていけるまちづくりを推進します。

政策

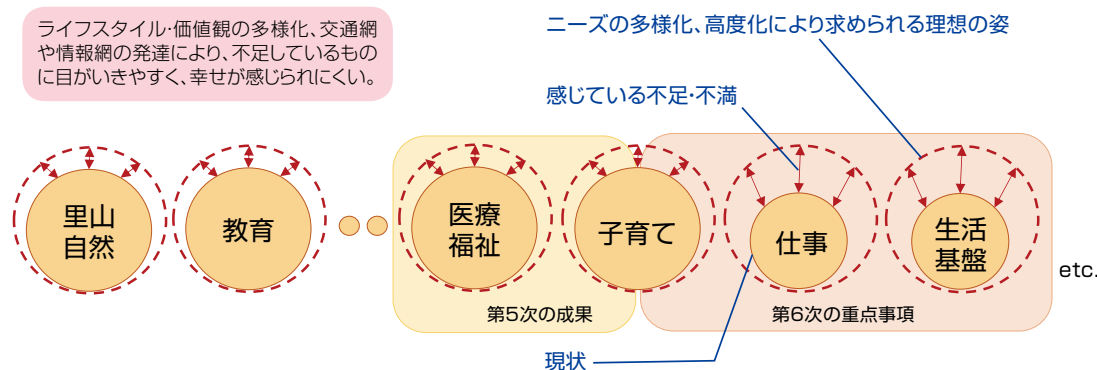
1 安全・安心なまちづくり

2 快適で魅力のあるまちづくり



1 過去からの変化

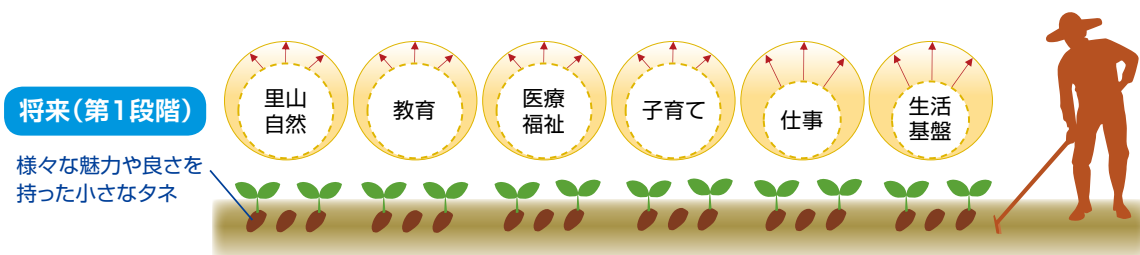
ライフスタイル・価値観の多様化により、人々が幸せを感じるためには、より様々な要素が求められるようになってきました。また、交通網や情報網の発達により、高度なサービスの情報を得る機会が増えています。そのため、不足している分野に目が行きがちであり、相対的に幸せを感じられにくくなっているものと考えられます。



2 まちの将来像を実現するために(第1段階)

本市には、一人ひとりがまだ気づいていない、様々な魅力や良さを持った小さなタネがあります。そのタネを大きく花咲かせるためには、まず、豊かな土づくりが必要です。

本構想では、市民が幸せに暮らし続けたいと思えるよう、市民アンケートでも望む声の多い「仕事の場づくり」や「魅力的な商業施設等、生活基盤の整備」をはじめ、医療・福祉・教育等、さまざまな分野の充実を図ります。



将来の姿ー第1段階(イメージ)

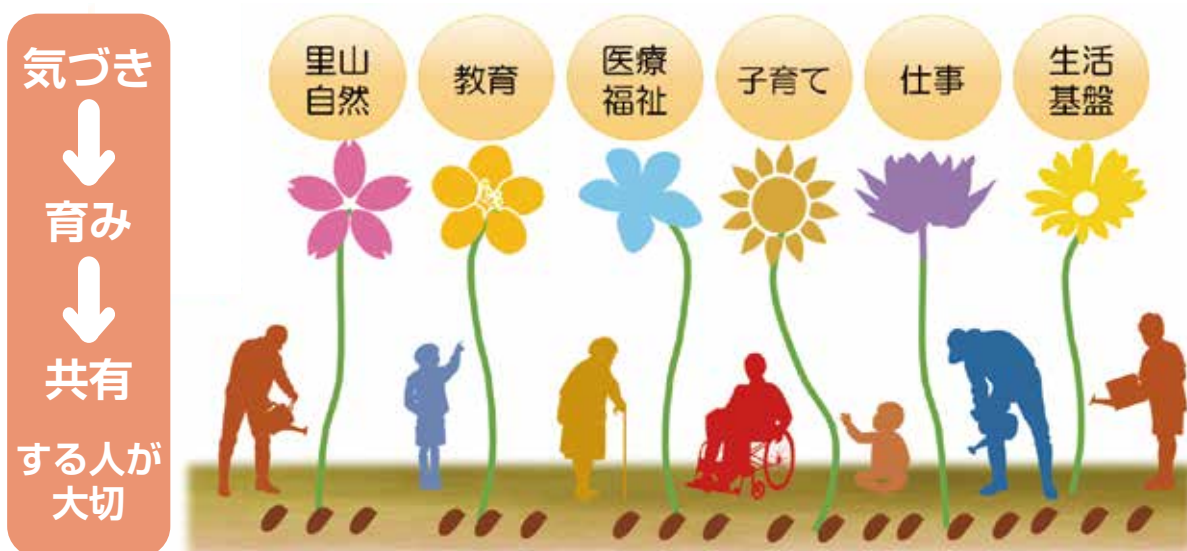
- 東京で働いている常陸太田市出身のAさん(30)は、地元の求人情報の充実した仕事の数を見て、愛着のある故郷に戻ろうかと思い始めています。
- Bさん(83)は、路線バスが充実していることで安心して病院に通えることから、不安なく、安心して生活しています。
- Cさん(35)は、週に2回、新しくできた商業施設や公園がある地区に子どもたちと訪れ、友達と情報交換をしたり、子どもたちと遊んで、楽しく暮らしています。

3 まちの将来像を実現するために(第2段階)

市民と行政、市民同士が一緒になり、小さなタネに気づき、ともに育み、共有し合うことによって、そのタネは、やがて大きく、美しい花を咲かせます。望む幸せのかたちは人それぞれ異なりますが、その色とりどりの花を楽しむことができること、それが「このまちが好き」「このまちに暮らし続けたい」という強い想いにつながっていきます。

将来(第2段階)

幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち



将来の姿－第2段階(イメージ)

- 果樹園を営む親の跡を継いだDさん(45)は、道の駅で、訪れる観光客に育てた果物を直接販売することでやりがいのある農業を続けており、さらに、市内の事業者らとネットワークを作り、市などの支援策や補助金で加工品を作って海外にも販売しようとしています。
- 子どもたちが独立したEさん(55)は、近所でもおいしい手料理が評判になっていることを活かし、商店街の空き家を改修して、友達とカフェを経営し始めました。毎日、近所の人たちと楽しく会話しながら料理を作って食べてもらい、幸せを感じています。
- 退職したFさん(65)は、地域にできた自由に人が集まれる場所に通う中で、熱心に地域活動に励む人たちと出会い、地域の困りごとの解決や市の委託業務に携わり、仕事を通して培った技術やネットワークを活かして、毎日、活躍しながら元気に暮らしています。

第6次総合計画 基本構想の概要

背景

第5次総合計画における 重点的な取り組み

- 子育て支援の充実
- 医療・福祉施策 など

今後のまちづくりの課題

- 少子化・人口減少の抑制
- 地域経済の活性化と仕事の場の確保 など

ライフスタイル・
価値観の多様化

高度なサービスの
情報を得る機会の
増加

不足している分野に
目がいきがち

相対的に幸せを感じにくい

まちの将来像

幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田
～子育て上手その先へ さらなる魅力の創造～

まちづくりの理念

市民のだれもが生涯活躍できるまちづくり

基本目標

安心して働くことのできる
仕事の場づくり

夢を育み健やかに生きる
ひとづくり

暮らしやすく楽しむことのできる
まちづくり



第4部 資料編

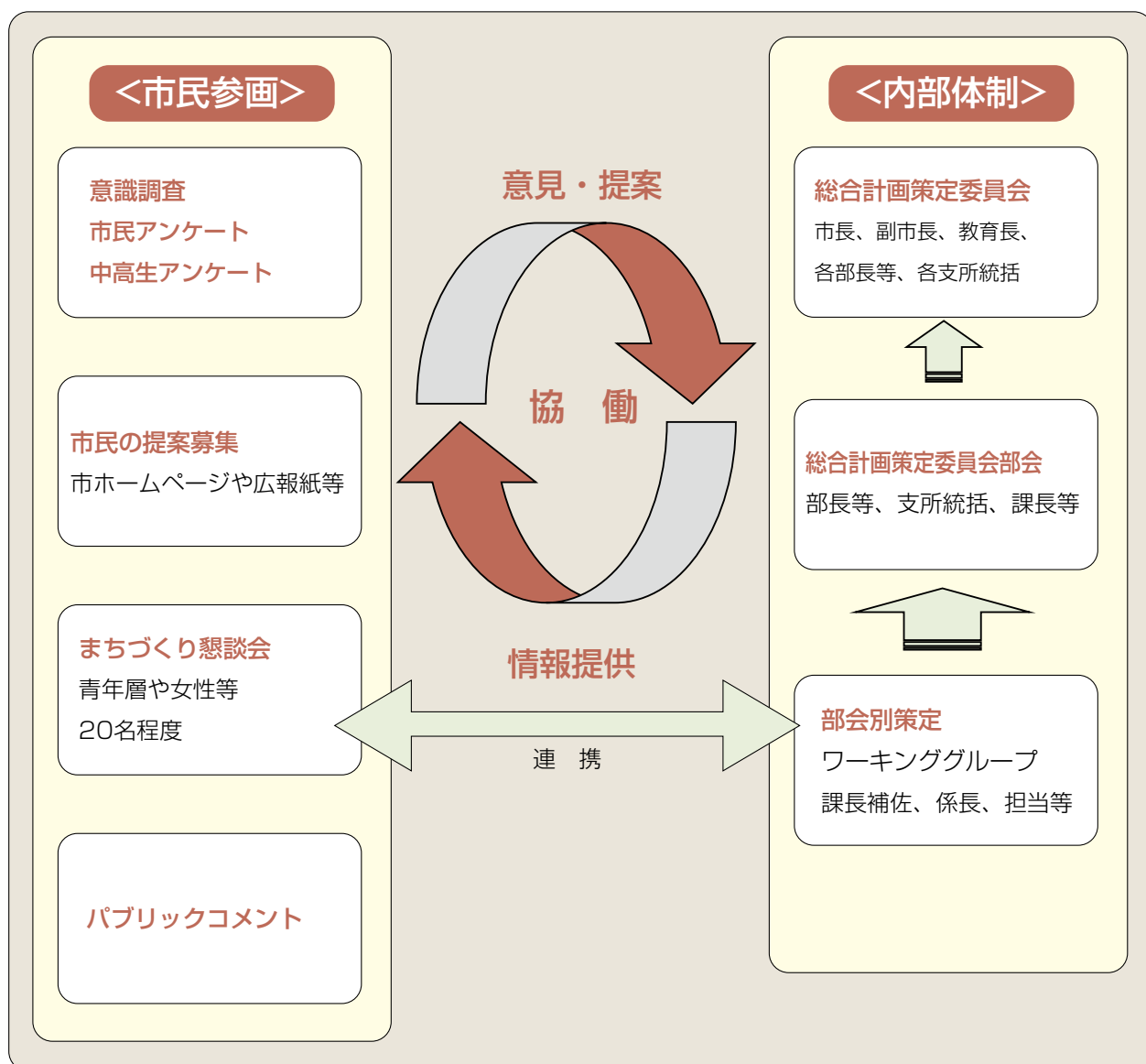
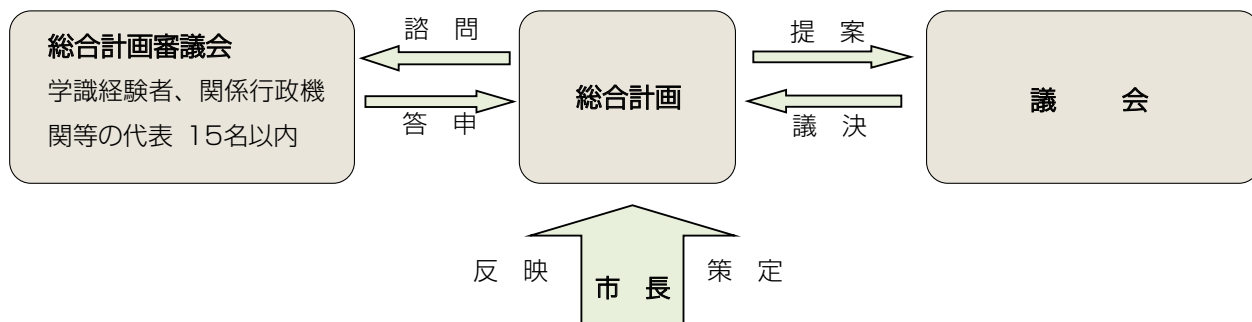
- 1. 第6次総合計画策定経過…………… 36
- 2. 策定体制…………… 38

1 第6次総合計画策定経過

年 月 日	内 容
平成27年4月27日	庁議 ・総合計画策定基本方針決定
7月	市民アンケート調査実施 ・郵送による18歳以上の市民3,000人 ・市内に所在する中学校7校、高等学校3校に在学する全ての生徒3,184人
平成28年3月	市民アンケート調査分析・報告書作成
4月	市民の意見・提案募集 ・市ホームページ及びお知らせ版
5月10日	第1回ワーキンググループ ・構成員の任命並びに説明会 ・重点課題、テーマの抽出
5月24日	第1回審議会 ・委嘱状交付 ・これまでの経過について ・常陸太田市総合計画に対する諮問 ・策定スケジュールについて
5月26日	第1回まちづくり懇談会 ・委嘱状交付 ・これまでの経過について ・策定スケジュールについて ・分科会の設置
6月 3日	第2回まちづくり懇談会 ・ワークショップによる「10年後に期待するまちの姿や生活状況」「その実現のために必要・重要な取組」の検討
6月 6日	第2回ワーキンググループ ・基本構想たたき台についての検討 ・基本計画たたき台についての検討
6月16日	第2回部会 ・基本構想たたき台についての検討 ・基本計画たたき台についての検討
6月24日	第3回まちづくり懇談会（まちづくり分科会） ・ワークショップによる、「基本構想の概要」「基本構想のうち施策の基本方向」の検討
6月27日	第1回策定委員会 ・基本構想たたき台の検討
6月28日	第3回まちづくり懇談会（ひとづくり分科会） ・ワークショップによる、「基本構想の概要」「基本構想のうち施策の基本方向」の検討

年 月 日	内 容
6月29日	第3回まちづくり懇談会（しごとづくり分科会） ・ワークショップによる、「基本構想の概要」「基本構想のうち施策の基本方向」の検討
7月 6日	第2回審議会 ・経過報告 ・基本構想について
7月11日	第3回ワーキンググループ ・基本計画たたき台についての検討 ・重点施策についての検討
7月22日	第4回まちづくり懇談会（ひとづくり分科会） ・ワークショップにより、「基本計画案について問題はないか」「追加で盛り込むべき内容がないか」を検討
8月 2日	第4回まちづくり懇談会（しごとづくり分科会） ・ワークショップにより、「基本計画案について問題はないか」「追加で盛り込むべき内容がないか」を検討
8月 3日	第3回部会 ・基本計画たたき台についての検討
8月 4日	第4回まちづくり懇談会（まちづくり分科会） ・ワークショップにより、「基本計画案について問題はないか」「追加で盛り込むべき内容がないか」を検討
8月22日、23日	第2回策定委員会 ・基本構想素案の検討 ・基本計画たたき台の検討
9月 6日	第3回審議会 ・基本構想素案の検討 ・基本計画素案の検討
9月23日	第3回策定委員会 ・基本計画素案の検討
9月29日 ～10月28日	パブリックコメント
11月7日	第4回審議会 ・基本構想案並びに基本計画案について市長に答申
11月14日	第4回策定委員会 ・基本構想案の検討 ・基本計画案の検討
12月15日	平成28年第4回常陸太田市議会定例会において議決

2 策定体制



常陸太田市総合計画審議会設置条例

昭和49年12月26日

条例第32号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、常陸太田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、常陸太田市総合計画に関する事項について調査、審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第2号の委員で、それぞれの職または当該団体との関係を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたとき新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(平16条例48・平18条例48・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第48号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第48号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

総合計画審議会委員名簿

(50音順 敬称略)

氏 名	所 属 等	
い なた まさたか 稲田 昌孝	常陸太田市教育委員	
い の う え た く や 井上 拓也	茨城大学人文学部 教授	会長
き む ら ひ と し 木村 人司	常陸農業協同組合 代表理事副組合長	
く ろ は と み こ 黒羽 富子	里美小中学校 校長	
こ ば や し は じ め 小林 肇	特例社団法人 常陸太田市医師会	
さ が わ か ず ひ ろ 佐川 和広	常陸太田市商工会 事務局長	
し の は ら か つ ゆ き 篠原 勝幸	常陸太田市地区町会長協議会連合会 会長	
た か ぎ ゆ う こ 高木 優子	子育て上手常陸太田推進隊	
た が や と よ か ず 多賀谷 豊臣	常陸太田市社会福祉協議会	
た け う ち ま さ き 竹内 正樹	株式会社 常陽銀行 太田支店 支店長 ※H28.6.30まで	
か み な が こ う し ゅ 神長 宏寿	株式会社 常陽銀行 太田支店 支店長 ※H28.7.1から	
と お や ま か ず ひ ろ 遠山 一弘	株式会社 遠山工業 代表取締役社長	
な か じ ま み な こ 中島 美那子	茨城キリスト教大学 准教授	副会長
な が た ゆ き お 永田 由紀夫	金砂郷食品 株式会社 代表取締役	
は す み の ぶ た か 荷見 信孝	林業	
ひ や ま せ い こ う 檜山 誠光	4Hクラブ 会長	

順不同

常陸太田市総合計画審議会諮問

28 常陸太田市諮問第1号

常陸太田市総合計画審議会

常陸太田市総合計画を策定するにあたり、次の事項について諮問いたします。

諮問事項

- 1 常陸太田市第6次総合計画基本構想（案）について
- 2 常陸太田市第6次総合計画前期基本計画（案）について

平成28年5月24日

常陸太田市長 大久保 太一

常陸太田市総合計画審議会答申書

平成28年11月7日

常陸太田市長 大久保 太一 様

常陸太田市総合計画審議会
会 長 井 上 拓 也

常陸太田市第6次総合計画基本構想（案）及び常陸太田市
第6次総合計画前期基本計画（案）について（答申）

平成28年5月24日付け、常陸太田市諮問第1号をもって本審議会に諮問のあった「常陸太田市第6次総合計画基本構想（案）」及び「常陸太田市第6次総合計画前期基本計画（案）」について、慎重に審議した結果、本案は妥当なものと認め、次の意見を付して答申いたします。

市長におかれましては、この答申に基づいて、市の総合計画を決定し、下記に掲げる事項に留意の上、計画を着実に推進されることを要望いたします。

記

1. 基本構想について

- (1) まちの将来像の実現のため、市民のだれもが、幸せを感じながら協力し合い、楽しみながら生涯活躍できるまちづくりを進めるため、市民の視点に立った行財政運営に努めること。
- (2) 基本構想の趣旨・内容について広く市民に周知し、十分な理解と協力を得られるよう努めること。

2. 前期基本計画について

- (1) 定住人口の維持・確保のため、だれもが安心して働くことのできる仕事の場づくりを継続して行い、雇用の安定化とその環境整備に努めること。
- (2) 市民だれもが、心身ともに健やかで心豊かに、安心して暮らせるよう、切れ目のない福祉サービスの充実を図るとともに、地域全体が協力し合いながら暮らすことのできるコミュニティづくりに努めること。
- (3) 災害や犯罪等に対し地域一体で備える安心・安全なまちづくりに努めるとともに、市街地や道路、公共交通をはじめとした社会基盤整備を図ることにより、魅力的で楽しみのあるまちづくりに努めること。
- (4) 限られた財源を有効活用し、効率的・効果的な行財政運営に向けた行政力改革に努めること。

常陸太田市総合計画まちづくり懇談会設置要項

(設置)

第1条 常陸太田市のまちづくりの基本となる常陸太田市第6次総合計画（以下「総合計画」という。）を、市民の参画により策定するため、常陸太田市総合計画まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 懇談会は、総合計画の策定にあたり、市民の意思が反映できるよう、必要な事項を調査及び協議する。

(組織)

第3条 懇談会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画の策定が終了するまでとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、懇談会の会務を総理し、懇談会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は座長が召集する。

2 座長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査及び協議事項)

第7条 懇談会は、次の事項を調査及び協議する。

(1) 総合計画の策定に関する事項

(2) その他、計画策定にあたって必要な事項

(分科会の設置)

第8条 懇談会は、必要に応じ分科会を設置することができる。

(事務局)

第9条 懇談会の事務局は、政策企画部企画課に置く。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年5月18日から施行する。

常陸太田市総合計画まちづくり懇談会分科会委員名簿

(50音順 敬称略)

分科会名	氏 名	所 属 等
<まちづくり分科会>	おかべ あきひろ 岡部 彰博	岡部酒造専務
	かわまた じゅんこ 川又 純子	歯科衛生士 食生活改善推進協議会金砂郷支部 市子ども会連合会金砂郷支部
	なかざわ のりよし 中澤 範義	ハリカ太田店取締役 さとやま工房代表
	なかの おさむ 中野 修	森林組合
	やぶき みつる 矢吹 充	世矢中学校PTA会長
	よしだ ゆうや 吉田 雄哉	GO! 郷! 会
<ひとづくり分科会>	おかざき やすし 岡崎 靖	米菱醤油 里美の水プロジェクト代表
	くろさわ たかこ 黒澤 貴子	神職 市子ども子育て会議委員 市民生委員・児童委員協議会主任児童委員
	ごとう としふみ 後藤 敏文	藤ひろ 市物産協会理事
	こむろ ひろゆき 小室 博之	久米小学校PTA会長
	さとう みどり 佐藤 緑	機初小学校教諭
	ねもと さとこ 根本 聡子	子育て上手常陸太田推進隊
<シゴトづくり分科会>	おおうち ひろあき 大内 広明	4Hクラブ
	こばやし やすあき 小林 康昭	山田屋旅館
	せき のりふみ 関 則史	佐竹郵便局長
	ねもと だいき 根本 大輝	土地家屋調査士
	ふかつ なおや 深津 直哉	誉田小学校PTA会長
	わだ みちよ 和田 道代	東和木材産業

順不同

常陸太田市総合計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 常陸太田市総合計画の策定について必要な事項を調整・協議するため、常陸太田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 第6次総合計画に関する事項
- (2) その他計画策定にあたって必要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 総務部長
- (5) 政策企画部長
- (6) 市民生活部長
- (7) 保健福祉部長
- (8) 農政部長
- (9) 商工観光部長
- (10) 建設部長
- (11) 会計管理者
- (12) 議会事務局長
- (13) 上下水道部長
- (14) 消防長
- (15) 教育次長
- (16) 各支所統括

2 策定委員会委員（以下「策定委員」という。）は、市長が任命する。

3 委員長には市長、副委員長には副市長をそれぞれあてるものとする。

4 委員長は、策定委員会の会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 策定委員会は、委員長が主宰する。

2 策定委員会は、必要に応じて随時開催する。

(協議事項の周知等)

第5条 策定委員は、策定委員会で協議された事項について、必要に応じて所属職員に周知するとともに、所管内の意見を調整し、策定委員会に報告するものとする。

(審議会への出席)

第6条 策定委員は、必要に応じ、説明員として常陸太田市総合計画審議会に出席するものとする。

(部会の設置)

第7条 策定委員会に部会を設置する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、政策企画部企画課において行う。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年5月11日から施行する。

常陸太田市総合計画策定委員会部会設置要項

(設置)

第1条 常陸太田市総合計画策定委員会設置要項第7条の規定に基づき、常陸太田市総合計画策定委員会部会（以下「部会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 部会は、常陸太田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の下部組織として、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 各部門別の第6次総合計画に関する事項
- (2) その他部門別の計画策定にあたって必要な事項

(構成)

第3条 部会の構成、部会の委員（以下「部会員」という。）及び事務分担は、別表1のとおりとする。

- 2 部会員は、策定委員会委員長が任命する。
- 3 各部会に、部会長及び副部会長を置き、策定委員会委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会は、部会長が主宰する。

- 2 部会は、必要に応じて随時開催する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会員以外の関係職員を部会へ出席させることができる。

(策定委員会への報告)

第5条 部会長は、部会において調査・協議・策定された事項について、策定委員会に報告する。

(部会別策定ワーキンググループの設置及び任務)

第6条 部会に、次の事項を処理するための部会別策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

- (1) 第6次総合計画策定における具体的施策の提案
- (2) その他第1号の施策提案にあたって必要な資料収集・現状分析・施策調査等

(ワーキンググループの構成)

第7条 ワーキンググループは、各部会ごとに置く。

- 2 ワーキンググループ構成員（以下「ワーキンググループ員」という。）は、部会内の各課（等）につき、各2名以内をもって構成し、策定委員会委員長が任命する。
- 3 各ワーキンググループに、リーダー・サブリーダーを置く。
- 4 リーダー及びサブリーダーは、ワーキンググループ員の互選により選出する。

(ワーキンググループ検討会)

第8条 ワーキンググループ検討会(以下「検討会」という。)は、リーダーが主宰する。

2 検討会は、必要に応じて随時開催する。

3 検討会の進行は、リーダーが行う。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(部会への出席及び報告)

第9条 ワーキンググループのリーダーまたはサブリーダーは、検討会において調査・協議・策定したことについて、部会に出席のうえ、報告する。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、各ワーキンググループのリーダー及びサブリーダーが行う。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年5月11日から施行する。

(別表1)

総合計画策定委員会部会の構成

部会名	部会長	副部会長・部会員 (○印は副部会長)	主要項目
総務部会	総務部長	○総務課長 財政課長 契約管財課長 税務課長 納税課長 秘書課長 出納室長 議会事務局長 監査委員事務局長	行政改革、健全財政、安定 税収、財産管理等
政策企画部会	政策企画部長	○企画課長 少子化・人口減少対策課長 情報政策課長	地域振興、男女共同参画、 公共交通、広域行政、高度 情報化、広報、交流居住等

部会名	部会長	副部会長・部会員 (○印は副部会長)	主要項目
市民生活部会	市民生活部長	○市民課長 市民協働推進課長 環境政策課長 清掃センター長	市民活動、交通安全、消費者行政、市民窓口、環境、ごみ、し尿、斎場・霊園、コミュニティ、ボランティア等
保健福祉部会	保健福祉部長 兼福祉事務所長	○保険年金課長 健康づくり推進課長 社会福祉課長 高齢福祉課長 子ども福祉課長	保健・予防、医療、地域・高齢者・児童・母子・心身障害者・低所得者福祉、国保、年金、介護、保育等
農政部会	農政部長	○農政課長 販売流通対策課長 農業委員会事務局長	農業、林業、畜産業、水産業、園芸果樹、鳥獣等
商工観光部会	商工観光部長	○商工振興・企業誘致課長 観光振興課長	商業、工業、観光、新産業等
建設部会	建設部長	○用地管理課長 建設課長 都市計画課長	土地利用、道路・橋りょう・河川、公園、市街地整備、都市景観、住宅等
上下水道部会	上下水道部長	○水道総務課長 水道施設課長 下水道課長 簡易水道課長	上水道、下水道、工水、簡易水道等
消防・防災部会	消防長	○消防本部総務課長 消防課長 防災対策課長	消防、防災等
教育部会	教育次長	○教育総務課長 指導室長 生涯学習課長 文化課長 スポーツ振興課長 図書館長 学校給食センター所長	幼児教育、義務教育、生涯学習、芸術文化、エコミュージアム、文化財、スポーツ・レクリエーション、図書館、給食等

※金砂郷支所、水府支所、里美支所の統括及び課長等は、主要項目を所掌する部会の構成員となり、各部会に属するものとする。

発行 常陸太田市

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690
TEL.0294-72-3111(代)

市ホームページ

平成29年3月



常陸太田市 第6次総合計画 基本構想



HITACHIOTA CITY



常陸太田市